

導・支援、競技施設及び関連施設に関すること、競技運営に関すること、連絡・調整及び調査・研究に  
関すること等事業を行うための費用である。

平成15年度の補助事業

- ① 会場地市町村の第2次選定
- ② スポーツ行事会場地市町村の第1次選定
- ③ 各基本方針等の策定
- ④ 会議の開催
- ⑤ 広報活動の実施
- ⑥ 先催県調査等、各種調査の実施
- ⑦ 日体協との協議・連絡調整の実施

なお、各年度事業は大会開催準備全体スケジュールに従って処理される。

c 補助事業者等

第66回国民体育大会山口県準備委員会

d 補助金額（平成15年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	10,500	—	10,500	—

e 補助金額の算定

補助金の交付は、「第66回国民体育大会山口県準備委員会補助金交付要綱」に従って処理される。

(イ) 監査の結果

- a 要綱によれば、提出された実績報告書の内容を審査し、適当であると認められた場合は補助金の額を確定するとされているが、補助金の実績報告に係る審査書は作成されていない。要綱からは必ず必要な資料ではないが作成すべきものと考える。

b 補助金の評価

この補助金は国体開催のための準備であり評価の段階とはなっていない。

コ (4010) 全国高校総体開催準備事業（要綱：平成15年4月18日施行）（開催県は島根県。山口県は3会場を引き受け）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

平成16年度山口県において開催される、全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を実施するするために必要な一切の準備を行い、大会の総括的運営に当たる高校総体山口県実行委員会に対する経費の補助

b 補助対象事業

平成15年度の事業

- ① 実行委員会の開催・運営
- ② 開催要項の作成
- ③ 長崎総体視察
- ④ 競技役員の養成

c 補助事業者等

全国高等学校総合体育大会山口県実行委員会

d 補助金額（平成15年度のみ）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	4,200	—	4,200	—

内訳

科 目	金 額(円)	摘 要
ハンドボール競技実行委員会	1,144	旅費他
豊浦町実行委員会	1,257	旅費他
大島郡実行委員会	1,089	旅費他
山口県実行委員会	710	旅費他

合計

4,200

e 補助金額の算出

事業実施に必要な旅費、需用費等 補助率10分の10以内

(イ) 監査の結果

収支予算書における対象費用が明示される一方、実績報告では各開催地分は高体連負担金、開催地補助金を含んだもので実績報告が行われているため、予算と実績の対比は困難である。

それぞれの実行委員会の収支決算書によれば、他の団体からの補助金と一部の団体は雑収入を収入とし、不足分を県が補助したことになっている。収入と支出は一致している。しかし、この方法では収入超過または支出超過が通常は発生するはずである。収入の不足があれば負担金、寄附金等関係者が負担していることになる。支出超過は予算消化かもしれない。このようなことを明らかにすることも収支決算書の役割があるので、正確な決算書の作成が必要である。

サ (4011・4012・4013) 国体中国ブロック大会施設整備（要綱：施行日、制定日の日付記載なし）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

平成15年度に国体中国ブロック大会（以下「大会」という。）開催にあたり（中国地区持ち回りで5年に1回の開催）、競技施設が不備な競技団体に対して競技施設整備費を補助するものである。なお、県からは大会実行委員会に対して別途負担金として、大会負担金1,500,000円、運営費負担金として9,000,000円が支出されている。

b 補助事業者等及び補助対象事業

山口県馬術連盟 馬術用アリーナ1面の整備及び障害物等の取得

山口県カヌー協会 仮設コースの設置及びカヌー借料

山口県ボート協会 コース測量及びコースブイの設置

c 補助金額（平成15年度のみ）

（単位：千円）

交付先	金額
山口県馬術連盟	2,400
山口県カヌー協会	2,409
山口県ボート協会	2,000
計	6,809

d 補助金額の算出

事業実施に必要な旅費、需用費等 補助率10分の10以内

各競技団体からの見積書による。

(イ) 監査の結果

a 合規性

(a) 実績報告書に要綱に記載されている補助金精算書がない。

(b) 実績報告書に基づく審査書が作成されていない。

b 各団体からの申請に添付されている見積書は1社のみで、見積金額の妥当性が判断できない。1社見積もりの場合は理由を明示しておく必要がある。

(ウ) 意見

a 馬術用アリーナ1面の整備及び障害物等の取得は馬術連盟に帰属すると考えられ馬術連盟も応分の負担をしてもらってもいいのではないか。

b カヌー競技の仮設コースは5年に1度の開催ごとに費用が発生することとなる。河川法の許可が得られないこと等の問題から困難性はあるもののカヌー競技場の常設化については他県での実施も含めて検討が必要と考える。

シ (4014) 山口県体育指導委員協議会（要綱：平成15年4月18日施行）（旧要綱あり）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県体育指導委員協議会の運営補助

b 補助対象事業

山口県体育指導委員協議会事務費・事業費の一部

- c 補助事業者等  
山口県体育指導委員協議会  
d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	1,398	—	162	1,236
平成12年度	1,272	—	162	1,110
平成13年度	1,522	—	162	1,360
平成14年度	1,564	—	162	1,402
平成15年度	1,597	—	162	1,435

e 補助金額の算出

事業実施に必要な旅費、需要費等で知事が認める額の10分の10以内

(イ) 監査の結果

合規性

この事業はスポーツ振興対策事業費補助金交付要綱の一部の事業として処理されている。要綱の別表での事業名は7その他、補助事業者は競技団体等（大会の実行委員会等を含む。）、補助対象事業の内容は本県スポーツ振興を図る上で特に必要と認める大会の開催及び事業と定められている。

したがって、この事業は要綱の範囲外であると判断せざるを得ない。

ただし、協議会の事業は市町村よりの体育指導委員の人数に対応する分担金及び県補助金により実施しており、事業としては研修会開催が主なものである。県としての協議会であり、事業として意義のないものとはいえない。

(5) 新産業振興課が所管する補助金

【所管業務】

- ① 新産業・新事業の振興
- ② 産業技術・科学技術の振興
- ③ 中小企業の情報化の促進及び情報関連産業の育成
- ④ 産業資源の適正な活用の推進
- ⑤ 優良企業の誘致や工業団地の整備
- ⑥ 高度技術産業集積活性化計画の推進

【平成15年度の主要な施策の実施状況】（補助金関連のみ記載）

- ① 新産業の創出・新規事業展開の推進
- ② 技術力の向上、科学技術の振興
- ③ 中小企業の情報化の促進及び情報関連産業の育成

《外部監査人が考えるポイント》

- ・ 経済活性化につながっているか。
- ・ 補助対象となった企業数は県内のほんの一握りしかないが補助を受けない企業との均衡をどのように考えるか。
- ・ 県内リーディング・カンパニーを選んで補助するというはどうか。
- ・ 小規模企業者に肩入れする意義はどういうところにあるか。
- ・ 県は大局的な判断をしているか。補助した企業とそうでなかった企業。例えば、事業税の増減比較をするなど。

ア (5001) 新事業創出総合支援事業（要綱：平成15年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

補助事業者が行う地域新事業創出総合支援事業、特定支援事業、経営資源強化事業の実施に要する経費の全部又は一部について補助することにより中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに地域における新たな事業の創立を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

補助事業者が、新事業創出促進法第19条第1項に規定する中核的支援機関（同条第5項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）として、同法第2条第8項に規定する新事業支援機関と相

互に提携又は連絡することにより整備された新事業創出支援体制（同法第3条第2項第3号ロに規定するものをいう。）の下で行う、創業等、新商品の生産若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するために地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自立的発展を促す事業環境を整備する事業

- ① 新事業支援機関等連携強化事業
- ② ワンストップサービス推進事業
- ③ 企業間連携コーディネータ設置事業
- ④ ヤングベンチャー育成支援事業（うち起業家育成講座開設事業）
- ⑤ ヤングベンチャー育成支援事業（うち新事業支援施設支援強化事業）
- ⑥ やまぐち女性起業家支援塾開催事業
- ⑦ 新米社長支援塾開催事業
- ⑧ ものづくり事業者基盤技術研修事業
- ⑨ ITアドバイザー養成研修事業
- ⑩ 中小企業マーケティング力強化事業
- ⑪ 商品化・事業化チャレンジサポート事業
- ⑫ 販路拡大支援事業
- ⑬ 首都圏ネットワーク構築事業
- ⑭ デジタルコンテンツ作成委託事業

(注) デジタルコンテンツとは、インターネット上で販売される商品やサービスのうち、ソフトウェアや音楽データなど、デジタルデータとして流通可能なもの。購入から決済、利用まですべてネットワークとパソコンによって完結する。そのため、従来の通信販売の枠を越えた、電子商取引独自の分野として市場の拡大が期待されている。

- ⑮ その他新事業創出を促進するため、地域の産業資源を有効に活用し地域産業の自立的発展を促す事業環境を整備する事業として知事が特に認める事業

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	111,705	55,852	55,852	—
平成13年度	100,368	50,184	50,184	—
平成14年度	100,669	50,334	50,334	—
平成15年度	77,055	38,527	38,527	—

平成15年度の事業費の内訳

(単位：千円)

項 目	謝 金	旅 費	庁 費	委託費	計
新事業支援機関等連携強化	221	1,079	3,574	—	4,873
ワンストップサービス推進	8,298	2,225	7,750	2,310	20,583
ヤングベンチャー育成支援	1,082	633	687	—	2,402
企業間連携コーディネータ設置	1,554	357	54	—	1,965
臨空型新事業創出拠点支援	645	138	—	—	783
やまぐち女性起業家育成支援	297	341	1,629	6,961	9,229
新米社長支援塾開設	400	180	334	—	914
ものづくり事業者基盤技術	501	538	370	—	1,409
ITアドバイザー養成研修	—	—	—	2,400	2,400
中小企業マーケティング力強化	39	530	2,352	6,959	9,880
商品化事業化チャレンジサポート	—	—	—	9,450	9,450
販路拡大支援	—	392	7,214	—	7,606
首都圏ネットワーク構築	50	1,547	1,563	—	3,160
デジタルコンテンツ作成委託	—	—	—	2,400	2,400
合 計	13,087	7,960	25,527	30,480	77,055

e 補助金額の算出

基本的には補助金の交付の対象となる経費の10分の10以内である。

ただし、一部の事業については補助事業に要する経費の3分の2以内という制約を設定している。

(イ) 監査の結果

実績報告書の補助金支出手帳に添付されている委託費と委託等事業内容証明書が一部洩れている。

イ (5002) 中小企業地域情報センター育成事業（要綱：平成15年4月1日）（（旧要綱あり））

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人やまぐち産業振興財団が行う地域新事業創出総合支援事業、特定支援事業、経営資源強化事業の実施に要する経費の全部又は一部について補助することにより、中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

- (a) 事業可能性評価委員会運営事業
- (b) 支援体制整備円滑化等事業
- (c) 窓口相談事業
- (d) 専門家派遣事業
- (e) 人材育成事業(研修)
- (f) 情報提供事業（セミナー、講習会、交流会）
- (g) 調査分析事業

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	48,610	24,305	24,305	—
平成13年度	46,247	23,123	23,123	—
平成14年度	42,160	21,080	21,080	—
平成15年度	23,844	11,922	11,922	—

平成15年度の事業費の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

補 助 対 象 事 業 别 内 訳	事 業 費	費目別内訳	金 額
事業可能性評価委員会運営事業	75	委託費	7,288
支援体制整備円滑化等事業	10,827	謝金	5,071
窓口相談等事業	4,180	印刷製本費	3,194
専門家派遣事業	1,006	通信運搬費	2,486
人材育成事業(研修)	2,600	資料購入費	1,661
情報提供事業（セミナー、講習会、交流会）	1,585	その他	4,144
調査分析事業	3,568		
合 計	23,844	合計	23,844

e 補助金額の算出

補助対象経費の10分の10以内

但し、専門家派遣事業及び人材育成事業（研修）については、補助金の交付の対象となる経費の10分の10以内であって、かつ、補助事業に要する経費の3分の2以内。

(イ) 監査の結果

指摘事項はなし。

(ウ) 意見

受益者負担の原則について

補助金の算定方法は、補助対象経費に補助率を乗じて計算する方法である。

この場合、補助金の受給者が経費として実際に支払った額が補助金算定の基礎となり、これを削減されれば、補助金は削減しうることとなる。したがって例えば以下のようなことが問題になる。上記事業の情報提供事業はセミナー、講習会、交流会を行うことであるが、以下の理由から、利用者から料金を全く徴収していない。

- a 主にＩＴ関連に従事する小規模事業者であるＳＯＨＯ事業者を対象にしたセミナーであること
- b セミナーの内容は、講師による基調講演、パネルディスカッション、発注者等との交流会であること
- c セミナーについてはテキストの配布もなく、交流会についても飲食等を伴わないものであること  
例え、小規模事業者であろうと今後のビジネスを考えた上でセミナー等に参加しているのであり、それによって事業者はメリットを受けるのである。従って、受益者は一定の金額は負担するという原則は守られるべきである。
- d 有料にしても参加者が集まることがセミナー等の評価の目安にもなると考えられる。
- e 支援体制整備円滑化等事業のうちＶＩＰ情報について  
アンケート調査として下記を記載してみたらどうか。

Feed Back! この記事への会員の皆様の評価をお聞かせください。	<input type="radio"/> ほとんど読んだ <input type="radio"/> 一部だけ読んだ <input type="radio"/> 送本は不要 <b>★コメントも書く</b>	<input type="radio"/> 参考になった <input type="radio"/> 参考にならなかった
--	--	---

(日経BPより一部加筆)

有料なら不要という情報が多い。本当に価値あるものなら有料での申し込みもある。有料にするということの意義を問うのではなく、利用者にとって有用な情報を提供しているかどうかを有料にすることによって判断してみてはどうか。

(事例) 財団法人山口県教育会が発行している「山口県教育」は、

年間会費：通常会員 2,000円、賛助会員 3,000円、

一部定価 170円

である。

この事業は国庫がらみがあるので会費徴収は不可能とのことであるが他の有料で行われている事業との公平性からは納得いかないところがある。

ウ (5003) 臨空型新事業創出拠点支援事業（要綱：平成13年4月2日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人やまぐち産業振興財団が行う地域新事業創出等支援事業について、必要な経費の一部を補助することにより、新事業の創出等を促進し、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

山口宇部空港内にビジネスインキュベータを設置し、貸室、専門家派遣等を通じて成長性及び将来性のあるベンチャー企業を創出及び育成する事業

(注) ビジネスインキュベータとは、たとえば事業を興すことの支援であり、事業とは業種における新旧、規模の大小、それから形態として新規操業、現存企業の新規事業などすべてを含むと定義される。支援活動は一般的には支援する主体が投入する資源以上の価値を生むことが必要で、それが達成されたときに成功と解釈される。

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成13年度	22,634	—	21,404	1,230
平成14年度	12,845	—	10,662	2,182
平成15年度	11,145	—	9,978	1,167

平成15年度の事業費の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

経費区分	事 業 費	積 算 明 細
謝 金	714	県外講師 @50千円×12回=600 県内講師 @35千円× 3回=105 県内委員 @ 9千円× 1回= 9
旅 費	100	講師 54 委員 9 職員 37
宿 費	9,716	賃借料 5,922 情報通信網専用料 2,792 需用費 1,002

委託費	615	情報通信網保守	615
合計	11,145		

当事業の補助金は収入（事務室使用料及び電気使用料1,167千円）から支出を差し引いた9,978千円である。

e 補助金額の算出

補助対象経費の10分の10以内

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

【経済性・効率性】

a 貸室の賃貸借契約について

貸室料は、契約書によると山口宇部空港ビル株式会社と財団法人やまぐち産業振興財団とで空港ビルの一室を3分割して使用する契約が年度ごとに行われている。

当初、実施主体は3社でスタートしたが、その内の1社は平成15年3月に退去したため、15年度は2社のみが入居している。ただし、財団と空港ビルとの契約では空室料を含めた3室分の金額であるが、平成15年度の賃貸借契約を2社分としていれば、1,974千円ほど負担が少なく済んだ計算となる。常に経済性を念頭においた契約を考慮すべきである。

b 補助の成果について

臨空オフィスの初期投資額および3年間の県補助金は下記のとおりである。

(単位：千円)

年 度	県 費 補 助 金	うち初期投資額
平成13年度	21,404	8,294*
平成14年度	10,662	—
平成15年度	9,978	—
総 計	42,044	8,294

注1) \*の内訳は、情報通信基盤整備工事 6,314千円、同設計委託・施行管理費 1,980千円

2) 初期投資額は県費補助金の内数

この事業による成果として、県の話では「平成13年度からの3年間にかけて、密着指導型（ハンズオン）の成長支援施設として整備し、定期的訪問による相談助言、入居企業のニーズに基づく専門家の派遣などのきめ細やかなコーディネートを通じた事業を行った。その結果、入居企業の事業拡大（A社は売上の大幅増、B社は東京事務所開設による首都圏展開、C社は代理店や大手企業との提携による全国展開など）に繋がるなどの一定の成果が認められた。」としている。

3社のみで42百万円投資し、3社での雇用增加数は8名であった。

当該企業にとってはそれなりの成果があったとの評価がなされているが、入居者が満足したことは理解できたが、山口県または県民にとって経済活動がどういう効果を及ぼすのか、何の評価も下されることはないと考える。それとも3社でこれだけの投資が必要なのなら、山口県の経済活動を動かすには膨大な費用がかかるということが分かったということか。

県としての当初目標が不明なため補助効果の判定ができない。企業にとっての効果判定は企業のことであり、県にとってどういう効果があったかの評価が必要である。

ビジネスインキュベータとは補助対象事業のところで述べているように「支援活動は、一般的には支援する主体が投入する資源以上の価値を生むことが必要でそれが達成されたときから成功」と考えるならば、明らかに成功したとは判断できないと考えるべきではないか。長期的な評価ができないまま事業終了が行われており有効性の判定が不可能である。

エ (5004) 東京ビジネスセンター整備支援事業（要綱：平成13年4月2日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人やまぐち産業振興財団が行う地域新事業創出等支援事業について、必要な経費の一部を補助することにより、新事業の創出等を促進し、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

東京都区内に共同オフィスを設置し、事務・共用スペースの提供等を通じて県内中小企業の首都圏での事業展開を支援する。

- c 補助事業者等  
財団法人やまぐち産業振興財団  
d 補助金額（平成13年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成13年度	58,356	—	48,578	9,777
平成14年度	31,716	—	15,283	16,432
平成15年度	28,978	—	14,535	14,443

(注) その他は入居企業負担金

- e 補助金額の算出  
(a) 補助率 規定経費の10分の10以内とする。  
(b) 対象経費 旅費、庁費、施設整備費、委託費  
(c) 施設整備
  - ・ 事務スペース 20ブース（長期用18,短期用2）、事務機器設置
  - ・ 受付サービス 電話設置及び共同秘書による応対
  - ・ 会議スペース 顧客との商談等が行えるスペースを設置
  - ・ 交流スペース  
(d) 入居要件等
  - ・ 県内に本社のある中小企業であって、原則として東京都区内に独自の営業拠点をもっていない企業を対象に募集を行い、応募があった企業から提出される事業計画等を審査する。
  - ・ 利用料金 長期月額は 1人用 60,000円  
2人用 80,000円  
短期利用は 日額 3,000円
  - ・ 電話料、コピー代等実費は別途徴収

#### (イ) 監査の結果

##### 有効性

入居状況（平成15年3月末）長期17社 短期6社  
(平成16年3月末) 長期16社 短期6社

退去者の退去理由（全8社）

東京営業所を開設：5社、初期の営業目的達成：2社、初期の目標未達成：1社  
一応、利用状況は好調と判断できる。

オ (5005) I T 化総合支援事業（要綱：平成15年4月1日適用）（旧要綱あり）

#### (ア) 制度の概要

- a 交付目的  
中小企業の情報化等を支援するため  
b 補助対象事業
  - (a) I T フィールド提供事業
  - (b) I T コンサルサポート事業
  - (c) I T 関連産業創出支援施設整備事業
  - (d) ソフトウェア開発支援事業  
c 補助事業者等  
財団法人やまぐち産業振興財団  
d 補助金額（平成14年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	192,614	156,826	35,787	—
平成15年度	83,165	41,582	41,582	—

(注) 平成14年度は I T フィールドの初期整備（サーバー、ネットワークシステムの構築等）があったため多額となっている。

平成15年度の内訳

(単位：千円)

区分	費用の内訳	摘要	事業費
ITフィールド支援事業	借料・損料		234
	通信回線使用料		4,330
	ハード・ソフト保守料		33,054
	小計		37,619
ITコンサルサポート事業	助成金（委託料）	間接補助（14社に補助）	5,520
IT関連産業創出支援整備事業	施設借上料（NPYビル）	6企業入居	17,729
ソフトウエア開発支援事業	助成金（委託料）	間接補助（4社に補助）	13,884
合計			74,752

注1) \*事業費としてはこの他、委託費ほか8,413千円がある。

2) 405企業が会員企業として常時利用し、月平均アクセス件数は約39,500件である。

e 補助金額の算出

補助金の交付の対象となる経費の10分の10以内とする。

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

カ (5006) 首都圏販路開拓支援事業（要綱：平成15年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

市場規模の大きな首都圏を対象に営業活動を展開しようとする県内中小企業を支援していくため財団法人やまぐち産業振興財団が東京ビジネスセンター内に販路開拓アドバイザーを配置する費用の補助

b 補助対象事業

首都圏を対象に営業活動を展開しようとする中小企業者を支援するために行う販路開拓アドバイザーの設置に係る事業

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額（平成15年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 (補 助 金)	県 (補 助 金)
平成15年度	4,163	2,081	2,081

e 補助金額の算出

販路開拓アドバイザーパートナー人件費の2分の1（アドバイザーは東京ビジネスセンター整備支援事業の共同オフィスに設置）

平成15年度は毎月15日間実施

(イ) 監査の結果

平成15年度首都圏販路開拓支援事業の相談等件数

区 分	H15／5	H15／6	H15／7	H15／8	H15／9	H15／10
訪問企業数	8社	9社	17社	15社	19社	16社
区 分	H15／11	H15／12	H16／1	H16／2	H16／3	計
訪問企業数	12社	17社	18社	17社	16社	164社

(注) 当初計画では150件（相談企業100社×1.5回）

指摘はなし。

(ウ) 意見

実績報告書によれば、平成15年度はアドバイザーの経験が活かされて、多くの企業等への接触がなされている。しかし、アドバイザーの経験によってアドバイスの内容が偏ってくることにもなり、利用したい企業の要望をどのように汲み上げ、アドバイザーを選定するかが大切になる。

また、企業が単に首都圏の企業と接触できたことだけでなく、県としては県の行政にどう反映できるかまで分析する必要がある。

キ (5007) やまぐち産業振興財団育成事業（要綱：昭和58年）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人やまぐち産業振興財団の育成、強化を図る。

b 補助対象事業

財団法人やまぐち産業振興財団が行う事業

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	65,532	—	65,532	—
平成12年度	61,543	—	61,543	—
平成13年度	61,042	—	61,042	—
平成14年度	54,868	—	54,868	—
平成15年度	48,612	—	48,612	—

平成15年度は専務理事1名（県派遣ではない。）、事務局長1名、主要な部課長4名の人事費の補助である。人の年令等により金額が変動する。

e 補助金額の算出

専務理事及び山口県より派遣職員の人事費のうち、給料、職員手当（管理職手当、通勤手当及び時間外手当を除く。）、福利厚生費（労災保険料を除く。）を補助

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

ク (5008) 知的クラスター創成推進事業（要綱：平成15年4月30日）

(注) 知的クラスターとは地域の大学や研究機関の知的連携によって革新的な新産業・新技術を創出しようというシステムのことである。

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人やまぐち産業振興財団が行う、知的クラスター創成事業の円滑な推進及び知的クラスター創成事業の研究成果の事業化促進に係る事業の経費の一部を補助することにより、知的クラスター創成事業を基とする新事業の創出、新たな産業集積づくりに寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

知的クラスター創成事業の円滑な推進に関する事業

知的クラスター創成事業の研究成果の事業化促進に関する事業

具体的には、文部科学省が地域指定しているため山口大学医学部・工学部の技術をベースに次世代医療機器の開発を目指す事業に限定されている。

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	17,988	—	8,859	9,129

平成15年度は中小企業にも参入可能な白色LEDを利用した医療機器等の部品の試作費を補助。

e 補助金額の算出

事業を実施した中小企業の、当該事業に要する経費の2分の1以内かつ150万円以上1,000万円以下原材料費、機械工具費、外注費、人件費等

(イ) 監査の結果

導入初年度であり、成果の判定はできない。

指摘事項はなし。

ケ (5009) 中小企業経営革新支援事業（要綱：平成12年3月29日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

中小企業者等が行う中小企業経営革新に関する事業について、必要な経費の一部を補助することによ

り、経済的環境の変化に即応して中小企業者等が行う経営革新を支援することを目的とする。

b 補助対象事業

新事業動向等調査事業

新商品・新技術・新役務開発事業

販路開拓事業

人材養成事業

c 補助事業者等

中小企業経営革新支援法の認定にもとづき承認を受けた経営革新事業を行う中小企業者及び経営革新計画の承認を受けた経営革新計画に従って経営革新を行う組合等

d 補助金額（平成12年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	71,924	23,774	23,774	24,375
平成13年度	46,324	21,135	21,135	4,054
平成14年度	84,454	24,738	24,738	34,978
平成15年度	66,650	21,490	21,490	23,670

(注) 平成15年度は13社が実施。

e 補助金額の算出

別表に定める補助対象経費の3分の2を県と国が負担（3分の1ずつ）

(イ) 監査の結果

効率性

平成15年度は、実績報告書の事業費総額が交付申請時より32%減少している。事業計画を廃止している企業が2社あり、3社を追加募集した。年内に実施しなかった企業が1社あった。

年 度	補 助 金 申 請 額 A	確 定 額 B	充 足 率 B/A	企 業 数
平成12年度	61,705	47,549	77.1%	6
平成13年度	61,708	42,270	68.5	7
平成14年度	61,060	49,476	81.0	9
平成15年度	61,340	42,980	70.1	13

国が行う事業であり、予算が大体決まつてくるが、それに合わせて申請を出させているとも考えられる。事業を廃止した2社の理由が、共に「既存事業において想定以上の受注増加等が生じたため研究開発を行う体制が整わなかつたため」というものであった。

県の分析によれば、中小企業の特殊性、補助ルールの熟知不十分などにより、予算が充分使われないと説明である。

しかし、これらは前提要件であり、事業発足後4年を経過していることから、制度の運用を見直す必要があると考える。

コ (5010) 戰略的情報化モデル事業（要綱：平成15年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

中小企業者、組合等が、その経営課題を解決するために、業務改革等と併せて行う情報技術を活用した情報の迅速な収集、蓄積、利用等に向けた取り組みを支援することにより、地域における情報化を牽引する中小企業者等の輩出を促進するとともに、経営課題を解決する手段として情報技術を適切に選択、導入しこれを有効に利用するために踏むべき手順やその内容に関する知識等の普及を図ることを目的とする。

b 補助対象事業

山口県の区域内に住所を有する中小企業者等が実施する以下の事業

(a) 戰略的情報化企画に関する事業

① 経営目標の設定

② 経営目標を踏まえた重要経営課題の抽出

③ 重要経営課題の解決策の立案

④ 重要経営課題の解決を図る上で必要な情報システムに関する構想の立案

⑤ 情報システムに関する構想の実現に向けた情報化実行計画の策定

- (6) 情報化の実行と並行して行うべき業務改革に関する実行計画の策定
  - (7) からに掲げる業務の管理等
  - (b) 情報システムの調達、開発、導入に関する事業
    - ① システム開発業者へのシステム開発提案依頼書の作成及び提案の依頼
    - ② システム開発提案依頼に応じてシステム開発業者から提出された提案の評価及びシステム調達先の決定
    - ③ 情報システム仕様書の作成
    - ④ からに掲げる業務の管理等
  - (c) 情報システムの運用、評価に関する事業
    - ① 情報システムの運用評価基準の作成
    - ② 情報システムの運用評価の実施と次期改善計画の策定
    - ③ ①及び②に掲げる業務の管理等
  - (d) 人材養成に関する事業
    - 上記 (a) から (c) に掲げる事業の実施に必要な経営、技術に関する研修等
  - (e) その他知事が適当と認めた事業
    - 補助金の交付の目的を達成するために必要な事業として補助事業者が予め知事の承認を得た事業
- c 補助事業者等  
山口県中小企業団体中央会
- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	24,929	7,900	7,900	9,129

#### e 補助金額の算出

補助事業に要する経費の10分の10以内であり、かつ補助対象経費の3分の2以内

#### (イ) 監査の結果

##### 合規性

補助事業に要した経費のほとんどは委託費である。下記に示すように6社のうち、見積もり合わせを行った事業者は3社であり、残りの3社は単独随意契約を行っている。その理由として、「委託先が以前から補助事業者のシステムを手がけており、補助事業者の業務に精通しているため」とのことである。しかしながら、委託費はかなり高額であり、しかも中央会において契約金額の妥当性を確保する観点から、補助事業者に対して複数者から見積もりを取るように指導しており、この指導が遵守されなかったことについてでは、補助金交付という観点から重要な問題と考える。

県の契約方法を参考にして入札等または相見積もり方法を採用すべきである。

平成15年度の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

社名	補助事業に要した経費	補助金額	テ 一 マ
A	5,250 (委託費のみ)	3,200	経理システムをはじめとする基幹業務システムの構築
B	3,150 (委託費のみ)	2,000	受発注システム、生産・出荷管理システムの構築
C	4,500 (委託費のみ)	3,000	受注情報〔作業指示書〕・生産情報の電子化、販売管理システムとの連動
D	5,053 (委託費 3,950) (謝 金 960) (旅 費 143)	3,200	三次元CAD及びCAMプログラムの自動生成システムの構築
E	1,800 (委託費 1,650) (謝 金 150)	1,200	CADによるNCプログラム生成システムの構築
F	5,176 (委託費のみ)	3,200	経理、労務、業務(発注、在庫管理、顧客管理等)システムの統合化
合計	24,929	15,800	

#### (ウ) 意見

効率性

現在の制度ではやむを得ないが、中央会の業務内容から判断して財団法人やまぐち産業振興財団で処理する方が事業が効率的に行われるを考える。

(6) 観光交流課が所管する補助金

【補助事業】

- |                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| ① 鉄道近代化設備整備事業                     | ⑦ 交通施設移動円滑化設備整備事業 |
| ② バス活性化対策事業                       | ⑧ 國際経済交流促進事業      |
| ③ 地方バス路線運行維持対策事業                  | ⑨ 國際経済交流拠点整備事業    |
| ④ 地方バス路線運行維持対策事業<br>(生活バス路線・廃止路線) | ⑩ 物産振興対策事業        |
| ⑤ 離島航路対策事業                        | ⑪ 観光団体助成事業        |
| ⑥ 運輸事業振興助成事業                      | ⑫ 快適観光空間整備事業      |

《外部監査人が考えるポイント》

- 赤字補填のルールはどうなっているか。見通しはどうか。
- 抽象的な補助目的に具体的な効果の測定をどのような指標で判断しているか。

ア (6001) 鉄道近代化設備整備事業 (要綱: 平成5年8月1日適用)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

鉄道事業の近代化を促進し、保安度の向上並びに経営収支及びサービスの改善を図るために、鉄道の近代化設備の整備を行う鉄道事業者に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び関係市町村と協調して補助金を交付する。

b 補助対象事業

県内の鉄道路線（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の路線を除く。）

今後とも存続させることが適當と認められる路線で、鉄道事業の近代化を推進させることにより保安度の向上並びに経営収支及びサービスの改善が著しいと認められる路線

前事業年度において経常損失を生じている路線

c 補助事業者

錦川鉄道株式会社

d 補助金額

(単位: 千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	その他の市町村
平成11年度	25,629	8,543	4,271	4,271
平成12年度	30,168	10,056	5,028	5,028
平成13年度	30,150	10,050	5,025	5,025
平成14年度	30,794	10,072	5,036	5,036
平成15年度	30,121	10,040	5,020	5,020

(注) 事業費には錦川鉄道株式会社の負担分を含む。

錦川鉄道の過去3年間の損益の状況等

(単位: 千円)

区 分	平 成 12 年 度	平 成 13 年 度	平 成 14 年 度
鉄道事業営業損失	22,109	24,384	17,815
経常損失	13,509	16,441	9,348
当期利益	62,185	-2,931	7,638
補助金(総額)	20,112	20,100	20,144

(注) 平成12年度及び平成14年度に利益が発生したのは土地譲渡収入・補助金収入などによるものである。

e 補助金額の算出

補助対象経費の

国 3分の1 県 6分の1 市町村 6分の1

平成15年度の補助対象経費

保守作業の合理化(重軌条交換)

安全性緊急評価事業(軌道の現地調査、橋梁・トンネル等現地調査)

(イ) 監査の結果

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が補助金の調整を行っており、県はそれによって負担し

ている。特に問題は発見されなかった。

イ (6002) バス活性化対策事業（要綱：平成3年3月12日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

地域住民の生活の足に不可欠なバス路線の維持・整備を図るとともに、交通渋滞の緩和、省エネルギー、地域の環境保全等に寄与するため、路線バス事業者が行う路線バス事業の活性化のためのシステムの整備事業に交付する。

b 補助対象事業

平成15年度はノンステップバスの導入事業

c 補助事業者等

路線バス事業者（県内広域にわたる者）

平成15年度は乗合バス事業者2社にそれぞれバス4台づつ

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	その他の市町村
平成11年度	103,658	51,828	25,914	25,914
平成12年度	22,797	11,398	5,699	5,699
平成13年度	17,668	8,834	4,417	4,417
平成14年度	17,905	8,952	4,476	4,476
平成15年度	17,661	8,830	4,415	4,415

平成11年度までは共通バスシステムとしての補助であったため事業費が多い。

平成12年度からはノンステップバスのみの補助となっている。

なお、事業費は補助金のみ表示されているが総事業費は企業負担を含めると平成15年度は123,580千円である。

e 補助金額の算出

国の基準により計算

県 国の2分の1

市町村 国の2分の1

(イ) 監査の結果

中国運輸局がとりまとめており、県はそれによって負担している。特に問題は発見されなかった。

ウ (6003) 地方バス路線運行維持対策事業（山口県バス運行対策費補助制度）（要綱：平成14年2月21日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

地域住民の日常生活に必要な生活バス路線を維持・確保するため、バス事業者に対し、路線維持費等を補助する。これにより地域住民の日常生活に必要な生活バス路線の維持ができる。

事業の必要性

- ① 通勤、通学、通院、買物等の住民の日常生活を支える生活バス路線は、高齢者や障害者、学童などを中心に交通移動手段として、重要な役割を担っている。
- ② しかし、マイカーの普及や過疎化の進行等により、バス利用人員は年々減少しており、地域におけるバス路線の維持・確保が重要な課題となっている。
- ③ このため、国、県、市町村の適切な役割分担の下で、生活バス路線の維持・確保を図り、バス事業者に対し、路線維持費等を補助する必要がある。

b 補助対象事業

(路線維持費補助金) 補助対象路線

生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないもの

(車両購入費補助金) 補助対象車両

主として生活交通路線の運行の用に供する車両で車両の車種は次に掲げるもの

- ① 大型車両は、長さ9m以上または定員61人以上の車両
- ② 小型車両は、長さ7m以下または定員29人以下の車両

- ③ 中型車両は、大型車両及び小型車両以外の車両
- ④ 低床型車両は地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であって、ノンステップ型  
又はワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両
- c 補助事業者等  
(路線維持費補助金)  
乗合バス事業者であって、知事が、地域協議会の結果に基づいて、一定の要件の下で、最も少ない補助金で生活交通路線を運行するものとして選定されるものとする。  
(車両購入費補助金)  
路線維持費補助金と同じ。
- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	619,096	309,547	309,549	—
平成15年度	350,021	—	350,021	—

#### 平15年度の主な内訳

- ① 車両購入費補助金（山口県バス運行対策費補助制度）

(金額：千円)

区 分	A 社	B 社	C 社	D 社
対象車両	中型 4台	大型 2台・中型 1台	中型 2台	中型 1台
	低床・ノンステップ 4台	同左 3台	同左 2台	同左 1台
交付申請	H15/11	同左	同左	同左
補助金額	12,921	6,717	6,946	3,750

交通バリアー法で平成22年までにノンステップ車両を対総車両数で25%達成を目指しているが平成16年3月県内では9.6%である。

- ② バス運行費対策費補助

6社で合計 319,687千円補助している。

- e 補助金額の算出

(路線維持費補助金)

補助対象経常費用と経常収益との差額とする。

ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活路線にあって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

$$\left( \frac{\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right)$$

(車両購入費補助金)

予算の範囲内において補助対象車両費の2分の1に相当する額以内

- (イ) 監査の結果

審査は県立会のもと中国運輸局が行っており、指摘事項はない。

- (ウ) 意見

現在の補助制度が適用されている以上は意見として述べることはない。

しかし、九州ではバス会社の産業再生が数社発生しており、山口県も将来を見据えるためには各社の経営の分析をしておくことが必要である。

経営数値の分析（主な指標としては人件費と走行距離が重要）

区 分	E 社	F 社	G 社	H 社	I 社
キロ当たり旅客収入（乗合バスキロ当たり）	174.2	267.41	121.29	287.04	308.05
経常費用（円）	249.13	341.88	272.32	360.43	352.39
人件費比率（注）	92.94	85.95	155.65	76.10	67.10

注1) 人件費比率は人件費／営業収益（一般乗合）

2) 人件費以外の費用比率（燃料費、修繕費等）は少ない。

これから人件費とキロ当たり収入が最も重要な指標であることが分かる。

エ (6004) 地方バス路線運行維持対策事業（山口県生活バス路線対策事業費補助制度）（山口県廃止路線代替バス運行事業費補助制度）（要綱：平成8年10月11日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

地域住民の日常生活に必要な生活バス路線を維持・確保するため、バス事業を行う市町村に対し、路線維持費等を助成するもの。

b 補助対象事業及び補助事業者等

(a) 山口県生活バス路線対策事業費補助制度

国庫補助対象外の広域的・幹線的路線（平成15年度の場合141路線）の、補助対象経常経費と経常収益の差額、又は、運行欠損額に補助（車両購入費補助金を含む。）

補助対象者 市町村

(b) 山口県廃止路線代替バス運行事業費補助制度

バス事業者退出後、市町村が運行する路線（平成15年度の場合253路線）の運行欠損額に補助（車両購入費補助金を含む。）

補助対象者 市町村

c 補助金額

（単位：千円）

年 度	生活バス路線	廃止路線代替
平成14年度	77,872	180,423
平成15年度	101,922	163,891

(注) 平成15年度の生活バス路線の内訳

広域乗合 75,742千円

広域市町村バス 26,180

d 補助金額の算出

(a) 運行費補助金

補助対象市町村ごとに次の各号により計算して得られた額の合計額

① 広域乗合バス支援事業費補助金

補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額

○ 当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるもの

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差

×（当該生活バス路線の総キロ程－競合区間に係るキロ程）

÷当該生活バス路線の総キロ程

平日1日当たりの運行回数が10回を超えるものに係る補助対象経費は、

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額

×10回÷当該生活バス路線の運行回数

○ 補助対象経費の限度額

補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。

○ 補助金の額

補助対象経費の額の2分の1

② 広域市町村バス支援事業費補助金

○ 乗車定員が29人以下のバス車両により運行される場合

83円47銭×当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ

○ 乗車定員が29人を超えるバス車両により運行される場合

107円34銭×当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ

補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度

補助対象経費の額は、直営市町村にあっては、補助対象路線に係るバス事業の補助対象期間における運送欠損額を限度とし、委託市町村にあっては、補助対象路線の補助対象期間における貸切旅客事業者の補助対象経常費用と経常収益との差額を限度

○ 廃止路線代替バス運行事業

補助対象市町村ごとに次の各号の合計

直営市町村にあっては、補助対象路線に係るバス事業の補助対象期間における運送欠損額を限

度とし、委託市町村にあっては、補助対象路線の補助対象期間における貸切バス事業者の経営欠損額を当該市町村の負担割合に応じてあん分した額を限度とする。

- ・ 乗車定員が29人以下のバス車両により運行される場合  
83円47銭×当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ
- ・ 乗車定員が29人を超えるバス車両により運行される場合  
107円34銭×当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ

(b) 車両購入費補助金

運行費補助金の補助対象路線において運行の用に供する車両及び当該車両の代替車両  
県 2分の1

(イ) 監査の結果

- a 要綱では補助金交付申請書を市町村は会計年度の12月10日までに知事に提出することとされているが、遅れているものが多数見受けられた。

これは、中国運輸局の検査が遅れたことによるものである。

- b 車両購入費補助の場合、補助対象車両を購入した場合完了後20日以内に実績報告書を提出することとされているが、遅れているものがあった。

(ウ) 意見

広域乗合バス支援事業における平成15年度の地域キロ当たり標準経常費用は、350円03銭であるが、バス事業者のキロ当たり経常費用は、各社大幅な差異がある。

(単位：円)

J 社	K 社	L 社	M 社	N 社	O 社	P 社
221.46	249.13	272.32	341.88	352.39	360.43	422.09

一方、広域市町村バス支援事業におけるキロ当たり経常費用は150.01円から211.87円となっている。これは、補助対象路線のみの経常費用を補助対象期間実車走行キロで除して計算しているため、低くなっているものと考えられる。国の制度のなかでの補助事業ではあるが、補助算定基礎としては直接運行に要した費用を対象とすることが妥当と考えられる。

才 (6005) 離島航路対策事業（要綱：昭和45年10月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県の離島航路の維持を図るため、県が離島航路所在市町村に対して交付するもの。

b 補助対象事業

山口県の区域内の本土と離島間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路について、離島航路における海上運送法第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で、国の指定航路が対象となっている。平成15年度の場合は県の指定航路はない。

c 補助対象事業者

市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	645,313	—	394,328	250,985
平成12年度	710,960	—	309,111	401,849
平成13年度	770,701	—	352,875	417,826
平成14年度	751,299	—	341,160	410,139
平成15年度	806,872	—	389,364	417,508

(注) その他に国庫補助金を含む。

e 補助金額の算出

補助対象経費は離島航路補助金交付要綱第2の(1)の規定による国の査定後の実績欠損額をいい、県の補助金は、補助対象経費から国庫補助交付要綱に基づいて交付される国庫補助金の額を差し引いた額となっている。

なお、交付年度は国が航路事業者に対して当該補助金を交付した会計年度の翌年度である。

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

県が補助金を支出する根拠は、国の政策の中での問題であり、国庫補助額以外を補助する関係にあるが、離島航路の運営として適切な運営が行われているかについては中国運輸局及び九州運輸局立会のもとで実施されている。

国庫補助金は、監査後の欠損金額に対して、標準単価から算出した標準欠損金額を補助金の金額としているが、県の補助金は監査後の欠損額から国庫補助金を差し引いた額とされている。平成15年度の15航路の補助金の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

監査後収益	監査後費用	監査後欠損額	国庫補助金額	県補助金額
706,076	1,512,949	806,872	408,391	389,364

標準単価の算出は、国庫補助等を受けていない離島航路の平成13年度末実績値を基に算出されているため、監査後欠損額に対する国庫補助金額は少なくなっている。なお、山口県は中国運輸局管内の離島航路の60%（平成14年度の場合全航路22のうち、山口県は13航路）と多いため、中国運輸局管内全航路の監査後欠損額（国が監査した後で確定した欠損額）に対する国庫補助金額の割合と山口県の割合はほぼ同一である。しかし、監査後欠損額に対する国庫補助金額の割合が小さいということは、中国運輸局管内では山口県の効率が悪いことを示しているのであり、その原因を究明する姿勢が必要と考える。

特に欠損額の大きな航路については、国とともに監査を行うこと等によりその原因究明に努め、県としても補助金削減に向けて指導を行うことが必要である。

県の補助金額の大きい5航路の監査後欠損額は542,255千円に対して国庫補助金額は243,420千円である。差が発生した原因は収入を原因とする差158,433千円、費用を原因とする差127,313千円、経営改善カット等による減額13,082千円である。費用の内、差の大きいのは船員費及び減価償却費である。

経営改善カット額及び近代化カット額は全体で18,218千円あり、補助は2分の1としても多額であり、収入・費用を含めた経営改善の努力を強く促す必要がある。

カ (6006) 運輸事業振興助成事業（要綱：昭和54年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

昭和51年度の税制改正による軽油引取税の税率の引き上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響を考慮し、これらの公共輸送機関の輸送力の確保及び輸送コストの上昇の抑制等を図り、輸送サービスの改善と充実に資することを目的とする。

軽油引取税の税率引き上げの理由は、

- ① 石油ショック以降の軽油の販売価格の上昇等、経済社会の実勢の推移に応じた税率の見直しにより、税負担の適正合理化を図る必要があったため
- ② 地方道路整備の必要性が高まり、道路特定財源の充実強化が不可欠であったため、として

昭和51年から2年間の時限立法として全国の都道府県で実施されたにも拘らず、期限切れの都度、延長され現在に至っている。しかしながら、下記、補助金額の推移でも見られるように、軽油引取税収入は5年間で約12%減少しているにも拘らず、逆に補助金は4.9%増加している。これは国が定めた「運輸事業振興助成交付金の額の算定に用いる数値」の通知において全国のディーゼル車の使用量とバス、トラックの使用量の割合が過去5年間で上昇してきたためである。

b 補助対象事業

補助対象者が行う以下の事業である。

- ① 震災等災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保等交通安全対策及び自動車交通事故対策に関する事業
- ② バスターミナル、トラックターミナル、共同輸送サービスセンター、配送センター、バス停留所の上屋等各種共同施設の整備・運営に関する事業
- ③ バスの乗り継ぎ機能の強化、トラックの輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善、その他公共交通の利便の増進に資するための事業及びバス事業者が行うこれらの事業に対する助成
- ④ 運転者、乗務員のための共同休憩施設及び共同福利厚生施設の整備・運営に関する事業
- ⑤ 車両等の買い替え、物流施設の整備、バス事業の経営基盤の安定確保等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成
- ⑥ バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行うこれらの事業

(を除く)に対する出えん

⑦ その他知事が特に必要と認める事業

c 補助事業者等

社団法人山口県バス協会、社団法人山口県トラック協会及びバス事業を行う地方公共団体

d 補助金額

年 度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費(千円)	332,623	318,930	323,723	335,892	348,857
県補助額(千円)	332,623	318,930	323,723	335,892	348,857
軽油引取税収入(百万円)	20,349	19,591	18,844	18,388	17,908

平成15年度の事業費の内訳

補助事業者	金額(千円)
社団法人山口県バス協会	25,979
社団法人山口県トラック協会	319,194
地方公共団体他	3,684
計	348,857

この補助金は、県からトラック協会等に支出されるが、同額を交付税措置されているところである。

e 補助金額の算出

営業用バス及びトラック台数に、一台あたりの標準軽油使用量および国が定めた単価を乗じて計算された金額である。

(イ) 監査の結果

【共通】

実績報告書日付は3月31日となっているが3月末日に実績報告書ができるかどうか疑問である。

(ウ) 意見

a 社団法人山口県バス協会

補助金の交付目的との適合性について

事業実績は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	金額	摘要	要
バス事業施設の整備助成事業	9,173	・バス停ほか上屋の新設、建替、補修他	
輸送サービスの改善、安全確保に関する事業	11,610	・おいでませ山口観光キャンペーン負担金 ・環境美化対策費 ・山口県バス路線図 7,000枚 ・時刻表(案内板)の整備 ・音声合成放送装置及びデータカード ・ETC機器の搭載 一式 ・運行管理者講習、整備管理者研修資料及び安全運転記録証明取得等 ・バス活性化対策費(通信費、印刷費他) 他	1,500 1,148 2,400 920 905 1,027 2,091 2,646
中央事業への出えん金	5,195		
合計	25,979		

補助対象事業は上記のように定められているが、補助金の交付目的は輸送力の確保及び輸送コストの抑制と定められている。したがって補助対象事業と補助目的との整合性が見いだせない内容のものがある。

サービスを受けるものにとって公益性があるか、例えば、輸送サービスの改善、安全確保に関する事業のうち、おいでませ山口観光キャンペーン事業は、山口県への観光客誘致のための事業であり、環境美化対策費事業は、交付要綱には明白に自動車交通公害対策に関する事業とは書いてあるが、環境美化対策費とは書いていない。また、バス活性化対策費は交付要綱から明らかには読み取れない。これらの事業を実施することによって輸送コストの上昇の抑制はどう繋がるのか不明である。

b 社団法人山口県トラック協会

(ア) 補助金の交付目的との適合性について

事業実績は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	金額	摘要	要
輸送力確保事業	231		

安全運行確保事業	32,469	・運転者適性診断 ・運転者生活習慣病予防対策事業 ・運転記録証明 ・運行・整備管理者講習会 ・パトロール車管理費 ・トラックドライバーコンテスト ・貨物自動車運転者研修	9,891 3,121 7,941 2,451 2,619 738 5,705
中小企業対策事業	14,817	・経営診断の促進 ・コンピュータ運用 ・ファクシミリ運用 ・中小企業改善研修会 ・経営者研修 ・人材開発育成確保事業	736 2,689 306 118 1,230 9,736
環境対策事業	31,547	・省エネ対策事業 ・環境啓発事業 ・環境対策推進事業	8,535 1,521 21,491
広報活動事業	27,501	・テレビ利用 ・ラジオ利用 ・広告 ・支部広報宣伝費 ・トラック広報	2,967 6,435 577 7,300 10,221
共同施設整備運営事業	4,495	研修会館改修	
交付金運営事業	12,254	会議費 人件費	2,489 9,765
貨物自動車運送適正化事業	53,599	適正化事業管理費（本部運営人件費） 事故防止対策事業 輸送秩序対策事業 適正化啓発対策事業他	24,022 8,047 10,968 10,560
交付金事業推進事務	969		
近代化基金造成事業	45,549		
中央出えん金	95,758	全日本トラック協会へ 交付金の30%を負担 ① 全日本トラック協会が行う広報事業（新聞、ラジオ等によるPR等） ② 環境対策事業（排出ガス減少装置装着助成等） ③ 交通安全対策事業（会議、研修等）	
合 計	319,194		

(b) 安全運行確保事業について

この中には、本来、協会の会員である各事業者の負担において支出されるべきものが含まれております、これに対し補助金を原資として、各事業者に助成することは問題があると考える。例えば、運転者適性診断助成費9,891千円、運転者生活習慣病予防対策費3,121千円、運行・整備管理者講習会2,451千円、貨物自動車運転者研修費5,705千円などがそうである。

(c) 中小企業対策事業について

経営者研修、人材開発育成確保事業など、各事業者において、負担すべきものである。

(d) 広報活動事業について

テレビ、ラジオ広報については、県民に対し、交通安全や環境対策の意識高揚に係る普及、啓発（例えば、一般県民の運転者に対する終日ライト点灯運動の推進、シートベルト、チャイルドシート着用の徹底など）を実施しているが、補助金を使用してまで実施する筋合いのものとは考えられない。

(e) 近代化基金造成事業について

この事業は、交付要綱第4条1項5号が根拠となるものであり、基金の運用収益を財源とする助成事業（基金・助成運用特別会計で対応）を実施するために、基金造成を図ることを目的とする。なお、平成15年度の基金・助成運用特別会計における運用収入は14,559千円（単純利回りは0.85%）である。

次にこの近代化基金は、貸借対照表では「固定資産・基本財産」で表示されている。

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

昭和51年度末	平成6年度末	平成10年度末	平成15年度末
—	1,313,377	1,575,634	1,730,430

(注) 基金の取り崩しは中国運輸局の承認が必要である。

規程上では補助金収入等から、中央出えん金と事業費を差し引いた残りを基金造成支出とする旨定められている。この基金について目標額の定めはなく内部留保性のものであり、また確固とした繰入基準

はない。財政状況は社団法人でありながら、基金が多いため財団法人の様相を呈している。

今回監査をおこなった補助金の中に民間団体に基金として蓄積するという補助金はこれ以外には発見されていない。

この補助金は県からトラック協会等に支出されるが、同額が国から県へ交付税措置されており実質的には県の負担はない。全国的に同じような補助形態であると考えられる。しかし、県からの補助として処理されているので意見として述べる。

国及び地方公共団体は財源がないと言いながら民間団体には差し迫って必要とされていない資金を異常に多額に留保させていることになる。軽油引取税を負担している納税者との公平性から問題である。

#### 【総論】

バス協会の意見に記載しているように、上記の事業を実施することによって輸送コストの上昇の抑制、サービスを受ける者に対してメリットという公益性があるかどうか不明である。コストの抑制はトラック業者の利益のためだけではなく、サービスを受けるものに料金の負担をさせないためという公益性があるからであると考える。

#### キ (6007) 交通施設移動円滑化設備整備事業（要綱は作成なし）

##### (ア) 制度の概要

###### a 交付目的

高齢者、身体障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが求められている。このためJR駅におけるエレベーター・エスカレーターの整備等のバリアフリー化を促進し、高齢者等の移動の円滑化を図ることを目的とする。

###### b 補助対象事業

エスカレーター、障害者対応エレベーター等

###### c 補助事業者等

JRが国の補助事業により実施し、当該駅の所在する関係市町村が、その経費の一部を補助する場合に、県は、当該市町村に対し、その経費の一部を補助する。

###### d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	244,564	—	40,760	203,804
平成13年度	155,207	—	25,867	129,340
平成14年度	179,428	—	29,904	149,523
平成15年度	104,461	—	17,410	87,051

###### 補助対象事業

平成12年度	新山口駅	エスカレーター 障害者対応エレベーター	4基 2基
平成13～14年度	下関駅	エスカレーター	4基
平成15年度	新下関駅	障害者対応エレベーター	2基

上記のように特定の場所に偏っている。

###### e 補助金額の算出

県6分の1、JR3分の1、国3分の1、関係市町村6分の1

###### (イ) 監査の結果

指摘はなし。

###### (ウ) 意見

#### 【合規性】

県は、この事業を平成12年度より開始したが、事業を開始するにあたり補助金交付要綱を定めていない。その理由として、「全ての駅を対象としているのではなく、その選定に当たり個別、具体的に検討するため」との回答であるが、それは要綱を定めている国や関係市町村も同様と考える。要綱とは事務を処理するに当たっての基本となる事柄をまとめたものであること、また、この事業は継続的なものであり、金額的にも重要であるから早急に定めるべきである。

県としては予算説明を行っているとの回答であるが議会で分かればいいというものではない。当事者以外には補助内容が理解できないという公明性・公平性から問題である。

この制度は以下の要件により財政力のない市町村、利用乗客数の少ない鉄道駅は補助申請ができないなっている。

① 要件

鉄道駅のバリアフリー化については「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」及び「基本方針（移動円滑化の促進に関する基本方針）」により、2010年までに1日当たりの乗降客数が5,000人以上である鉄道駅のバリアフリー化の実現を目指として、事業者であるJRに、国（3分の1）、地元自治体（3分の1）が支援する方法で、具体的にはエレベーター又はエスカレーターの設置と周辺整備を進めている。

なお、県は、市町村に対して、地元負担の2分の1（総事業費の6分の1）を補助し、残りの市町村負担分の2分の1（総事業費の2分の1）を上限として特別交付税が措置される。

その他の鉄道駅については、鉄道駅のバリアフリー化事業については、最低限でもエレベーター2基（2億円相当）を要するため、基本方針に定める鉄道駅に限定されている。

補助事業に該当していない鉄道駅についても、バリアフリー化を図ることが重要であることから、今後とも、管理責任者（事業者）であるJRに対して、ハード・ソフトにわたるバリアフリー化の推進について、市町村と協力して働きかけをしたいというのが県の見解である。

② 当面の対応

JRは職員に対して、介助についての教育訓練を行い、エレベーター等がなく介護を必要とする者に対しては、職員が誘導介助するなどきめ細かな対応に努めている。

また、無人駅において介助が必要な場合は、有人駅より職員を派遣して対応しているとのことである。

なお、広島駅においては市民ボランティアが高齢者・身体障害者等をサポートする社会実験が行われているとのことである。

ク (6008) 國際経済交流促進事業（要綱：昭和56年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県日中経済交流促進協会（以下協会という）が行う事業の補助

b 補助対象事業

協会がその事業目的を達成するために実施する山東省（青島）駐在員の設置、経済関係訪問団の派遣及び中国側関係者の受け入れ、对中国貿易取引の斡旋、对中国投資の斡旋、中国経済事情の調査、その他日中経済交流の促進に関する事業

c 補助事業者等

山口県日中経済交流促進協会（昭和56年4月施行）

d 補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	14,585	—	7,560	7,025
平成12年度	14,585	—	7,560	7,025
平成13年度	11,488	—	6,400	5,087
平成14年度	11,487	—	6,084	5,403
平成15年度	12,122	—	6,084	6,038

e 補助金額の算出

要綱等においては具体的な対象経費及び補助率を定めていない。

(イ) 監査の結果

a 合規性

当運営費補助金については、要綱等において額の決定方法を定めておらず、単に「予算の範囲内において補助する」とだけ要綱に記載がある。しかしながら、公平・公明性の観点から要綱において具体的に対象経費及び補助率を定める必要がある。また、補助対象とする費目も要綱において明らかにし公明性を高める必要がある。

b 平成15年度は中国におけるサーズ問題などがあり、上半期の経済交流団派遣・受入事業、テクノアドバイザー派遣等として計画された事業をすべて実施することができなかつたため、1,251千円の当期収支差額が発生している。本来中止した事業に対する補助金は年度内に返還する必要があるが、観光交流

課によれば以下の資料のように県が補助金の積算根拠とした事業は全て年度内に実施されているので補助金の返還は必要ないとの説明である。しかし、事業計画書を見る限り中止事業が補助対象事業か補助対象外であったとは読みとれない。

(単位：千円)

項	目	当初補助金積算根拠	実績
山口県山東省実務レベル協議		532	796
テクノアドバイザー派遣・活用		1,953	1,482
訪日経済交流団受け入れ		358	731
事業合計		2,844	3,009
人件費		3,240	4,300
総合計		6,084	7,309

そうであれば、会費（負担金）は本来その団体を運営するために基本的に必要な費用として徴収されているはずであるから、まず事業のために充当されるべきであり、その上で補助金は補助対象事業に公益性があるから交付されるのであり、収支差額が発生した場合は当然補助金は返還されなければならない。

そもそも対象補助経費が明らかにされていないところに問題がある。

- c 要綱上補助対象事業として経済交流団派遣及び受入事業があるが県の説明によれば「派遣」は現在、補助対象外事業としている。しかし予算がないため支出しないという考え方なら理解できるが要綱上規定されているものを勝手に対象外と判断することは問題である。
- d 交付要綱第5条（申請事項）は、「協会は交付申請書を提出した後、その記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。」と規定されており、テクノアドバイザー派遣事業など計画された事業の一部は未了であったため実績値は計画により変更された。要綱に軽微な変更は除くとは記載されていないため知事の承認を受ける必要があったと考える。

さらに、人件費が当初積算より大幅に増加しているが人件費のこのような増加は事業が縮減されていることを考慮すると納得いかないところがある。

ケ (6009) 国際経済交流拠点整備事業（要綱はない。減免ルールあり。住宅費補助は要綱：昭和56年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

国際交流の拠点施設として整備した山口県国際総合センターの拠点性を高めることにより、本県と中国、韓国等アジアを中心とした経済交流を促進する。

b 補助対象事業及び補助事業者等

海外政府関係事務所のテナント補助

山東省政府事務所テナント料

慶尚南道政府事務所テナント料

山東省政府関係事務所職員の住宅費補助

山東省政府事務所職員の住宅費

c 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	4,230	—	4,230	—
平成12年度	3,684	—	3,684	—
平成13年度	4,178	—	4,178	—
平成14年度	4,178	—	4,178	—
平成15年度	4,178	—	4,178	—

事業費の内訳

年 度	テナント補助	住 宅 費 補 助
平成11年度	3,280	950
平成12年度	2,751	933
平成13年度	3,578	600
平成14年度	3,578	600

## d 補助金額の算出

テナント補助

事務所賃借料の全額

住宅費補助

月額50,000円 2人分

## (イ) 監査の結果

## 【合規性】

テナント料補助は、海外政府関係事務所の場合、1年目全額補助、2年目60%補助、3年目30%補助、4年目以降補助なしの方針で始まり、そのとおり経過していたが、現在も全額補助となっている。これは、負担に耐えられずに事務所を廃止した例がある等により暫定的に措置したものである。

テナント補助については要綱はなく「国際経済交流拠点整備事業減免ルール」によっている。この減免ルールに反した全額補助になっている。

## (ウ) 意見

この補助金は、日本語に堪能な山東省政府事務所職員が配置されることにより、本県に大きなメリットがあるとの説明であった。

有効性の指標として、補助を継続する具体的な基準や費用対効果等の検討の必要があると考える。

## コ (6010) 物産振興対策事業（要綱：昭和56年10月1日施行）

## (ア) 制度の概要

## a 交付目的

山口県特産品の需要開拓及び販路拡大を図るため、社団法人山口県物産協会が行う紹介宣伝、県内外での物産展の開催等に要する経費の一部を補助する。

## (a) 事業の効果

- ① 特産品に対する認知度の向上
- ② バイヤー等との商談の成立

## (b) 事業の必要性

- ① 特産品の振興は、地域経済への波及効果が大きく、山口県のイメージアップに寄与することから、県内外にPRするなど支援しているところである。
- ② 近年、消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化等により、特産品を取り巻く状況は厳しい状況にあるが、今後、消費者ニーズに対応した競争力のある特産品づくりや販路拡大を促進する必要がある。

## b 補助対象事業

## (a) 販路開拓事業

## (b) 特産品産業育成事業

## c 補助事業者等

社団法人山口県物産協会

## d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	13,145	—	13,145	—
平成12年度	13,770	—	13,770	—
平成13年度	13,528	—	13,528	—
平成14年度	34,558	—	9,689	24,869
平成15年度	32,664	—	9,146	23,518

(注) 平成15年度県費補助金の内訳

人件費 5,874千円（うち、派遣職員人件費 4,905千円）

事業費 3,272千円（物産展開催事業費、H P維持管理経費）

## e 補助金額の算出

補助率

特になし。（予算の範囲内で認められた額）

## (イ) 監査の結果

【有効性】

- a 毎年定例行事となっており、制度が既得権化しているのではないか。  
新しい業者、商品等の参加割合は変化しているのかの分析が必要である。
- b 剰余金がでている。この分の補助金は不要であると考える。理由は、第3 1 (2) 共通する指摘事項(セ)のとおりである。
- c 同社団法人の収入の大半が県の補助と委託料となっている。  
また、補助金の大半は専務理事（県から派遣）の給料となっている。  
これについて当該役員の地位が県派遣者であることの必然性について質問したが明確な回答は得られなかった。事業の内容から判断して役員としては業界をまとめられる業界団体のなかから小売業のエキスパートに参画してもらうほうが効果が上がるものと想定されるがどうか。  
また、専務理事の本来の業務とは当該社団法人の経営全般を行うことが主たる業務と考えるべきであり、この事業だけの補助という観点からも問題であると考える。  
事業の必要性は認められるが要綱の見直しが必要。
- d 補助率の定めがないことについて  
基準がないと補助金として必要性の判断ができない。仮に、補助率の算定が困難であれば過去の実績・評価をすべきである。そうしないと、一般県民には判断ができないという面から公明性に欠ける。

サ (6011) 観光団体助成事業（要綱：平成4年5月20日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

観光客の誘致宣伝の強化、観光サービスの向上を図るために、社団法人山口県観光連盟が行う紹介宣伝、モニターツアーや接遇研修会の実施、台湾からの観光客の誘致促進等に要する経費の一部を補助する。

b 補助対象事業

(a) 観光宣伝事業

(b) 旅客誘致事業

(c) 情報収集及び案内に関する事業

c 補助事業者等

社団法人山口県観光連盟

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	90,947	—	16,730	74,217
平成12年度	90,948	—	22,739	68,209
平成13年度	61,981	—	22,217	39,764
平成14年度	45,061	—	19,322	25,739
平成15年度	35,685	—	16,343	19,342

平成15年度(社)山口県観光連盟補助金收支（県補助金分）の内訳

(単位：千円)

区 分	補 助 対 象 事 業 経 費	うち補助金額	備 考
(収入の部)			
人件費補助金		4,905	
運営費補助金		4,743	
事業費補助金		6,695	
収入合計		16,343	
(支出の部)			
人件費	5,454	4,905	専務（県出向）
運営費		( 4,743)	
職員人件費	18,208	3,191	
事務費	1,938	1,552	
事業費		( 6,695)	
国際観光事業	2,317	1,085	(社)日本観光協会中国支部への台湾観光事業負担金

団体協調事業	7,766	5,610	(社)日本観光協会への拠出金
支出合計	35,684	16,343	

#### 平成15年度の事業実績

- ・ 国際観光事業

第11回台北国際旅行博覧会出展事業 4日間

台湾旅行マスコミ招請事業 7日間

日中文化観光交流出展事業 2日間

- ・ 団体協調事業

- ・ 運営事業

観光連盟連絡会議等出席 延べ 4回

新山口駅案内所（職員2名配置）における観光案内

おいでませ山口館、県大阪事務所（職員各1名配置）における観光案内

新岩国駅、徳山駅、新下関駅および山口宇部空港における観光案内（人件費助成）

e 補助金額の算出

算出基準は特にない。（観光に関する宣伝、旅客誘致、情報収集及び案内に関する事業の実施に要する経費で予算の範囲内で認められた額）

(a) 事業の効果

- ① 観光客の誘致促進
- ② 県交流人口の拡大

(b) 事業の必要性

- ① 観光の振興は、地域経済の活性化や交流人口の拡大等、波及効果は大きい。
- ② しかしながら、景気の低迷に加え、観光客ニーズの多様化や観光地間競争の激化等により、観光を取り巻く状況は厳しい状況にある。
- ③ このため、観光客ニーズに対応した魅力ある観光地づくりや本県の観光資源の魅力を情報発信する必要がある。

#### 山口県の過去10年間の観光客数

(単位：千人)

平成6年	23,190	平成11年	21,051
平成7年	22,884	平成12年	21,231
平成8年	24,104	平成13年	25,504
平成9年	23,965	平成14年	22,862
平成10年	22,110	平成15年	22,849

(イ) 監査の結果

【経済性・効率性】

支出額に見合った観光客誘致としての具体的な県内の実績を示さないと補助効果が判断できないし、今後参考にならない（政策評価が不可能）。

運営費については、毎年10%程度のカットが行われているが、事業費の内容は平成14年度を除いて変更はない。

上記の表にあるように山口県の観光客数は過去10年間横這いの状況にある。観光事業に補助しているから、横這いなのか、補助しなくても同じなのかを分析する必要がある。

(ウ) 意見

平成15年度の事業実績報告書によれば、事業費の補助金が台湾関係事業に使われ、その効果も想定できるが、社団法人日本観光協会については、各種会議への出席だけで拠出金についての効果が想定できない。補助金として妥当なものであるか見直すべきではないかと考える。また、社団法人山口県観光連盟平成15年度収支計算書によれば、事業は県の補助金及び委託金に頼っており、その他の収入も会費収入以外は市町村の特別事業負担金で、結局公費での観光事業活動となっている。果たしてこれで良いのか疑問の残るところである。

シ (6012) 快適観光空間整備事業（要綱：平成12年5月22日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

国際観光テーマ地区の構成市町村である防府市において、外国人観光客等の受入体制を一体的に整備するため、体験施設や小規模休憩施設、外国語併記の観光案内板の設置などに要する経費の一部を補助する。

(a) 事業の効果

中国におけるビザ発給地域の拡大などにより、今後、外国人観光客の一層の増加が見込まれる。このため、外国語標記の観光案内板の設置等、受入体制を強化することにより、外国人観光客の増加に結びつけることができる。

(b) 事業の必要性

防府市は、瀬戸内国際観光テーマ地区の「外客促進地域」として位置づけられており国際観光ルートの形成が必要である。

b 補助対象事業

文化歴史自然等案内施設、文化歴史自然等体験施設、小規模休憩施設、案内板、修景（補助対象施設）の整備に関する事業及び国際交流推進事業（補助事業）

c 補助事業者等

市町村（平成12～15年度補助は防府市）

d 補助金額（平成12年度開始）

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	市 補 助 金
平成12年度	15,000	5,000	5,000	5,000
平成13年度	79,162	26,387	26,387	26,388
平成14年度	58,259	19,419	19,419	19,421
平成15年度	52,500	17,500	17,500	17,500

事業の推移

平成12年度：実施計画設計

平成13年度：文化歴史自然等体験施設、小規模休憩施設、観光案内板設置

平成14年度：観光案内板設置

平成15年度：小規模休憩施設、観光案内板設置（山頭火生誕地整備工事 14,954千円）（平成16年度も継続中）

主な事業内訳

（単位：千円）

年 度	支 払 先	工 事 名	金 領
平成12年度	A社	事業実施計画作成業務	14,698
平成13年度	B社	小規模休憩施設整備	16,533
	A社	小規模休憩施設実施設計業務委託	2,310
	C社	観光案内板外建設工事	7,971
	D社	快適観光空間整備事業（建設主体）	37,800
	E社	快適観光空間整備事業（電気設備）	6,300
	F社	快適観光空間整備事業（機械設備）	5,040
平成14年度	G社	観光誘導サイン製作設置業務委託	13,440
	H社	車両系誘導サイン外設置工事	41,776
	I社	車両系誘導サイン外設置工事に伴う物件移転	357
	J社	車両系誘導サイン外設置工事に伴う物件移転	65
平成15年度	K社	観光案内機設置および観光名所のフィルム製作委託業務	1,800
	L社	山頭火生誕地整備工事	3,194
	M社	山頭火生誕地四阿建設工事	11,760
	H社	車両系誘導サイン外設置工事	33,575

（注）誘導サイン設置費のみで89,213千円の支出となっている。

e 補助金額の算出

補助率

国：3分の1 県：3分の1 防府市：3分の1

(1) 監査の結果

入札を含め手続きとしては指摘はないが、経済性からは問題がある。

【経済性】

総事業費の根拠について質問した。

その結果は、国において快適観光空間施設整備事業の必須整備施設が決められており、その条件の範囲内で、防府市が必要と考える事業を選定し実施に必要な事業費を積算して、県及び国において協議、精査した金額であるとのことである。

文化歴史自然等体験施設	49,140 千円
小規模休憩施設	33,797
案内板	98,984
実施計画（委託業務）	14,698
事務費	8,302
計	204,921

なお、必須整備施設とは、「文化歴史自然等案内施設」または「文化歴史自然等体験施設」、及び任意施設のうち1つ以上、また、任意整備施設とは、「小規模休憩施設」「案内板」「修景（植栽、街灯）」である。

これについて、誘導サイン設置工事費が多額となっているが、この事業が目指す外国人観光客が個人または少人数の団体で独自に観光に来るとは考えられない。ルートとしては広島からとなると観光バスで来ることは必至である。多数の誘導サインの必要性は理解できない。また、事業費の2億円の必然性も不明である。

山頭火ゆかりの地域の標識を現地視察してみた。同地は観光バスの乗り入れは困難なところであり、したがって観光客は徒歩で数キロの距離を回らざるを得ない。そのため歩行者のための標識が多数設置されたものと考えられる。しかし、現地を見れば明らかのようにどこの町にもあるような裏路地をわざわざ時間をかけて歩く観光客が果たして何人いるであろうか。電柱が並ぶ狭い歩道にさらに誘導サインを設置することが快適観光になるとはとても考えられない。

なお、

a モデルコースによれば外国人は午前中に岩国市と防府市を見物し、午後は萩市の見物となっている。

この時間で広い範囲にある防府市の観光施設をどのようにして見物するというのであろうか。

b 散策ルートの策定については、

防府天満宮までの参拝ルートを縦軸に各観光資源を包括するルート商店街の活性化を目的とした商店街を通過する回遊性の高いルートを設定した、とある。

しかし、防府商工会議所が行った平成16年度通行量調査一人が通らない中心市街地一によれば昭和57年ころから歩行者は激減している、とある。壊滅状態にある商店街を果たして観光客だけが通行すると考えているのであろうか。

c 種田山頭火の台湾、中国での評価はどうか？については

防府市が積極的にPRをしている、とのことである。

いずれも希望的な観測にすぎない。このプランは広島市の専門業者に企画を委託して策定された事業ではあるが、現地を知るものにとってこの事業が充分な審査のもとになされたとは考えられない。景気対策のためとしか判断できない。

また、同じ場所に何枚も看板がある。

このような施設はないよりはある方が良いことは理解できる。しかし、いま国・地方公共団体の財政事情はどのような状態であるのかを考える必要がある。財源はないといいながら地元の状況を知るものにとってこのような施設にこれだけの投資をすること自体納得できない。事実この制度を利用したのは全国で盛岡市と当市だけである。

## (7) 雇用・能力開発課が所管する補助金

### 【所管業務の概要】

県内の雇用情勢については、有効求人倍率は改善傾向にあるものの、内容的には、パート求人の増加や地域間のばらつきが見られ、50才以上の離職者については、求人�数が求職者数を大きく下回っている状況にある。また、全国の完全失業者が4.4%と高い水準で推移しているなか、24才以下の完全失業率が7.5%と大きく上回るなど、中高年離職者と若年者を中心に、雇用情勢は依然として厳しい状況にある。

こうしたなか、雇用対策については、本県独自に策定した「雇用促進計画」に基づき、若年者と中高年者を中心に、雇用のミスマッチの解消を図り、雇用を促進するための施策に取り組んでいる。今年度予算においても、「雇用対策」を緊急重要課題と位置づけ、若者への就職支援サービスをワンストップで提供する「若者就

職支援センター」の開設や、離職者の再就職を支援するためのキャリアカウンセリングの拡充、さらには、UTAーン就職希望者等への職業紹介事業等に取り組んでいる。

職業能力開発においても、地域の産業を担う人材を効果的に育成するため、高等産業技術学校の再編成整備に取り組んでおり、第7次山口県職業能力開発計画に沿って、新規学卒者、離転職者に対する職業訓練や技術革新の進展等に対応した職業訓練を進めるとともに、企業における教育訓練への支援、労働者の職業能力の適正な評価や各種の技能振興施策を進めていくこととしている。

#### 重点施策とその成果

- ① 若者の県内就職支援
- ② 雇用のミスマッチの解消
- ③ 緊急地域雇用創出特別基金事業
- ④ 公共職業訓練の実施

#### 《外部監査人の考えるポイント》

- ・ 新卒者の就職率向上対策は常用雇用に結びついているか。
- ・ 高齢者の就職支援に役立つ補助金が一定の評価尺度によって使用されているか。
- ・ 長期間継続している補助事業の見直しがなされているか。

ア (7001) 認定職業訓練育成促進費（山口県規則：昭和51年10月1日施行）

##### (ア) 制度の概要

- a 交付目的  
民間における職業訓練の推進
- b 補助対象事業  
職業能力開発法の認定を受けた中小企業主等が行う職業訓練事業
- c 補助事業者等  
中小企業事業主、中小企業事業主団体及びその連合団体
- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	42,237	11,659	11,732	18,846
平成12年度	48,159	12,733	12,735	22,691
平成13年度	45,181	12,206	12,206	20,769
平成14年度	48,245	11,569	11,569	25,107
平成15年度	46,337	12,199	12,199	21,939

#### 平成15年度の状況

認定中小企業主等	訓 練 内 容	訓練生数	補助金合計(千円)	1人当たり補助金(円)
A社	左官・タイル	14	2,258	161,286
B社	美容・理容・着付け	152	2,745	18,059
C地区機械金属職業訓練運営協会	機械加工・組立	45	518	11,511
山口県表具内装訓練協会	建築内装・表具	25	2,132	85,280
山口県建設職業訓練協会	木造建築	7	1,794	256,286
山口県農業機械商工業協同組合	トラクター・コンバイン・ブルトーバー	125	720	5,760
山口県自動車整備商工組合	自動車整備	695	11,074	15,934
山口県電気工事工業組合	電気工事士	36	506	14,056
山口県測量設計業協会	測量士補・技術士補	104	1,359	13,067
D会	シャンプー・カット・マニュキア・マーク・着付	54	990	18,333
E社	美容・理容	35	299	8,543
合 計		1,292	24,395	18,882

#### 対象となる訓練生

- ① 中小企業事業主に雇用されている者
- ② 中小企業主以外の者に雇用されている者
- ③ 定年退職者
- ④ 45才以上の中高年令者
- ⑤ 出産・育児を終了した女性で職場復帰を希望する者

e 補助金額の算出

補助対象経費の3分の2(県3分の1、国3分の1)と訓練課程に係る補助対象基準額との低い額

(イ) 監査の結果

指摘事項はなし。

(ウ) 意見

**【有効性】**

訓練生のほとんどは、企業または団体を構成する企業に雇用されている者である。

受入先が限られるせいもあるが、補助対象が13先程度に固定化している。訓練内容が固定化しており(建設関係、整備、美容等)、時代の要請にあっているか検討が必要であると考える。

(単位:千円)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A会社	2,022	2,566	2,702	2,226	2,258
B会社	192	282	201	241	—
C会社	1,145	1,466	2,026	3,813	2,745
D会社	—	—	92	345	299
E協会	144	57	46	74	—
F協会	576	518	518	518	518
G協会	2,090	2,667	2,378	2,242	2,132
H協会	1,862	1,910	1,658	1,726	1,794
I協会	2,435	2,505	2,017	1,143	1,359
J組合	1,728	1,152	720	720	720
K組合	9,170	10,181	10,164	8,640	11,074
L組合	1,071	1,157	771	334	506
L団体	881	1,002	1,115	1,113	990

イ (7002) 職業能力開発協会育成費 (要綱: 平成6年4月1日適用) (昭和54年度から)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

民間における職業訓練の推進

b 補助対象事業

山口県職業能力開発協会が職業能力開発促進法第46条第4項及び第82条の規定により行う事業

c 補助事業者等

山口県職業能力開発協会

d 補助金額

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	63,680	31,840	31,840	—
平成12年度	64,400	32,200	32,200	—
平成13年度	64,240	32,120	32,120	—
平成14年度	59,380	29,690	29,690	—
平成15年度	58,092	29,046	29,046	—

(注) 平成15年度の内訳 管理費補助 33,664千円 事業費 24,428千円

e 補助金額の算出

協会の管理に関する経費及び協会の事業の実施に関する経費の一部

要綱では予算の範囲内で定額となっている。

(イ) 監査の結果

指摘事項はなし。

(ウ) 意見

補助金の額は実際は国の基準によっており

- ・ 過去3年の認定訓練生数、技能検定試験受験者数等によるランクによる金額
- ・ 電算機の購入予定額等の4分の1

の合計額が国の補助金として算出される。

補助金の額は上記国の基準によって算定されており、補助対象経費の実績により精算されることはない。このため、毎年収支差額が発生している。

協会の貸借対照表によれば、その他固定資産として、減収補填13,900千円、技能競技8,500千円、施設整備17,000千円引当の特定預金支出（内部留保性）が計上されている。県の説明によれば、これらは長年にわたり補助対象外の収益を蓄積したものであり、今後の事業の展開によっては必要なものであるとのことであるが、管理費全般を補助金でまかなっているからには、今後は補助金の範囲を検討する必要があると考える。

ウ (7003) 高年齢者就職支援対策（要綱：平成9年10月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県下全域においてシルバー人材センター事業の啓発、普及事業を行う 社団法人山口県シルバー人材センター連合会の設置及び運営に必要な経費の一部の補助に当てる目的とする。

b 補助対象事業

厚生労働省の定める高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領の規定により実施する事業

c 補助事業者等

社団法人山口県シルバー人材センター連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	31,988	14,850	14,850	2,288
平成12年度	28,873	13,370	13,370	2,133
平成13年度	27,967	12,900	12,900	2,167
平成14年度	29,135	12,900	12,900	3,335
平成15年度	29,455	12,900	12,900	3,655

(注) 平成15年度の県補助金の内訳 人件費 6,660千円 事業費 6,240千円

e 補助金額の算出

連合会本部運営費の国庫補助対象経費（厚生労働省の定める高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱に規定された補助対象経費と同一）の2分の1以内の額

(イ) 監査の結果

【合規性】

3月31日付の実績報告書があるが、この事業は年間を通じて活動していることからすれば3月31日までの検査は不可能と考えられる。

エ (7004) 新規学校卒業者雇用奨励事業（要綱：平成15年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

現下の厳しい雇用情勢の中で、山口県の将来を担うべき若年者の雇用が深刻さを増していることから、若年者の常用雇用を促進することを目的とする。

b 補助対象事業及び補助事業者等

次の各号のいずれにも該当する事業者

- ① 国が支給する試行雇用奨励金の支給対象となる短期間の試行雇用（以下トライアル雇用という）を実施した事業主であること
- ② トライアル雇用の終了後、トライアル雇用を実施した当該若年者を期間の定めのない雇用に移行した事業主であること
- ③ 常用雇用した対象若年者の能力の向上及び職場定着を図るために、計画的に、職業に必要な知識もしくは技能を習得させるための研修、教育訓練を実施しようとする事業主であり、常用雇用後1年間以内の具体的な研修、教育訓練計画を有する事業主であること
- ④ 山口県内の事業所において、トライアル雇用を実施する事業主であること

c 補助金額（平成15年度開始）

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成15年度	6,150	—	6,150	—

d 補助金額の算出

1件当たり、150千円（国とあわせ300千円）

(イ) 監査の結果

下記の結果からは一応の成果がある。指摘事項はなし。

新卒者の年度別就職決定の推移（県内）

年 度	就職希望者（人）	就職者（人）	未就職者（人）	就職決定率（%）
平成11年度	10,248	8,693	1,555	84.8
平成12年度	9,738	8,528	1,210	87.6
平成13年度	9,294	8,158	1,136	87.8
平成14年度	8,907	7,837	1,070	88.0
平成15年度	8,461	7,555	906	89.3

平成15年度「新規学校卒業者雇用奨励事業」により常用雇用された者の勤務状況（平成16年12月末現在）

(単位：人)

学校種別	交付決定対象者	継続勤務中	退職	不明
中学校	3	1	1	1
高等学校	32	23	8	1
専修学校	3	1	2	0
高等専門学校	0	0	0	0
短期大学	3	1	1	1
計	41	26	12	3

注1) 全体の離職率 15人／41人=36.6%

2) 退職者（12人）の勤続期間：11か月～2か月（平均7ヶ月）

(ウ) 意見

【有効性】

結果報告書のなかに（常用雇用に移行した場合）移行後の労働条件として、就業時間17：00～24：00（18才）の事例がある。その後の調査では退職したことである。本人の希望ならばともかく、労働条件からして継続的な雇用は一般的には困難なことは想定される。

結果として補助金が無駄になった。

才（7005）高年齢者就業機会確保事業（要綱：昭和61年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

社団法人シルバー人材センターの設置及び運営に必要な経費の一部を市町村に補助することを目的とする。

b 補助対象事業

厚生労働省の定める高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領の規定により実施する事業

c 補助事業者等

シルバー人材センターが、高年齢者就業機会確保事業の実施に要する経費の一部について補助を行う市町村に対して行う。但し、隣接する複数の市町村の地域において広域的に設置されるシルバー人材センターに係る補助金については、関係市においてあらかじめ定める特定の市に対して交付するものとする。

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	市 町 村
平成11年度	67,416	—	67,416	—
平成12年度	59,688	—	59,688	—
平成13年度	60,273	—	60,273	—
平成14年度	53,210	—	53,210	—
平成15年度	47,398	—	47,398	—

(注) 平成15年度は14市1町のセンターへ補助している。

e 補助金額の算出

シルバー人材センターに交付される国庫補助金又は市の補助金のうちいずれか低い額に3分の1を乗じて算出した額を限度

(イ) 監査の結果

指摘なし。

(ウ) 意見

当該事業の目標達成度の指標としては会員の就業率が考えられる。したがってその目標水準を示さないと補助金額の妥当性ないし、補助事業の有効性を評価することができない。

年 度	入会者 (人)	退会者 (人)	会員数 (人)	就業率 (%)
平成12年度	2,134	1,483	11,154	79.0
平成13年度	2,216	1,327	12,043	79.7
平成14年度	2,832	1,874	13,001	73.6
平成15年度	2,421	1,949	13,473	80.5

この事業は国の補助対象事業ではあるが、県補助金が上記就業率を考慮に入れた会員数を維持するのに必要な金額なのかどうかを評価する必要がある。

(8) 経営金融課が所管する補助金

【基本方針】

経営金融課においては、中小企業の経営や金融に対する基礎的支援施策を一元的に所管することとしており、主な業務は下記のとおりである。

○ 経営支援

- ・ 経営資源の確保に係る相談、診断・助言等に関すること
- ・ 地場産業、地域産業集積の振興に関すること
- ・ 小規模企業者の経営改善に関すること
- ・ 中小企業の組織化、連携の促進に関すること
- ・ 下請中小企業の振興に関すること

○ 金融支援

- ・ 中小企業金融に関すること
- ・ 山口県信用保証協会に関すること
- ・ 小規模企業者等設備導入資金、設備貸与事業資金等に関すること
- ・ 中小企業高度化資金に関すること

○ その他

- ・ 貸金業に関すること

【平成15年度の主要な施策実施状況】

中小企業を取り巻く厳しい経営環境の中で、多様で活力ある中小企業を成長・発展させるため、経営支援及び金融支援等を重点的に展開した。

○ 経営支援

- ・ 経営資源の確保

財団法人やまぐち産業振興財団に県中小企業支援センターを設置し、経営相談、診断・助言により、中小企業の経営資源の確保を支援した。

- ・ 地場産業の振興

地場産業を振興し、地域の活性化を図るために、新商品開発能力の育成事業・地域人材確保事業・地場产品展示普及・地場産業創出育成支援事業等を実施した。

- ・ 小規模企業の育成

「小規模事業者支援促進法」に基づき、小規模企業対策の中核的機関である商工会、商工会議所及び商工会連合会の機能強化を図った。

- ・ 組織化の促進

経営基盤強化のための「組織化」を促進するため、県中小企業団体中央会が行う事業への助成等、幅広く事業を実施した。

○ 金融支援

- ・ 金融制度の充実

中小企業に対する金融の円滑化と経営の安定を図るために、長期かつ低利な「県制度融資」を実施した。

平成15年度においては、金融環境の変化や中小企業を取り巻く厳しい経営環境に配慮し、政策金融の

重点化、信用リスクを反映した多様な金利設定、信用補完制度の充実の観点から中小企業制度融資の充実を図った。

- ・設備の近代化の促進

小規模企業者等の経営基盤の強化、経営革新や創業を支援するため、「小規模企業者等設備導入資金」の貸付を財團法人やまぐち産業振興財團において行った。

- ・高度化資金の貸付

中小企業の近代化・高度化を促進するため、財團法人やまぐち産業振興財團に対して「高度化資金」の貸付を行った。

《外部監査人が考えるポイント》

- ・中小企業の現状を正確に把握し、どういう方向に中小企業を誘導できるか。

- ・補助金の主目的の一つである経済活動の誘導効果を試される分野であるが、具体的にはどのように進展したか。

- ・商工会議所・商工会等への補助は、経済性・効率性の評価がなされているか。

- ・中小企業を個別に援助するというミクロの面だけにとらわれるのではなく、県全体として経済を動かす中小企業を育てるというマクロな視点が必要であるがどうか。

ア (8001) 小規模事業経営支援事業（要綱：施行日、制定日の日付記載なし）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県は、小規模事業者の経営の改善発達と地域中小企業の活性化を図るため、各年度の予算の範囲内で、次に掲げる事業についてその経費の全部又は一部を補助する。

(a) 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）が「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき実施する経営改善普及事業

(b) 山口県商工会連合会（以下「県連合会」という。）が小規模事業者支援法に基づき実施する経営改善普及事業及び商工会指導事業

(c) 商工会等又は県連合会が実施する商工会等地域の振興・活性化のための事業

（具体的には商工会議所においては中小企業相談所特別会計、商工会においては経営改善普及事業）

b 補助対象事業

(a) 商工会等の実施する経営改善普及事業に係る補助対象事業は、次のとおりとする。

① 経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員（以下、商工会等の規定において「補助対象職員」という。）を設置して行う経営改善普及事業のうち職員の配置及び職員の設置に附帯する指導事業

② 経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業及び経営指導推進事業

③ 大都市における経営改善普及事業の一層の啓発普及を図るために行う大都市対策特別普及振興事業

④ 小規模事業者に対する施策普及事業

⑤ 経営改善普及事業の円滑かつ効果的な推進を図るために行う指導施設の建設又は取得

⑥ 記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化等を推進するために行う記帳機械化等推進事業

⑦ むらおこし事業

⑧ 若手後継者等育成事業

⑨ 経営改善普及事業を効果的に実施するために行う中小企業景況調査事業

⑩ 商工会等広域連携等地域振興対策事業

⑪ 地域産業人材育成・指導事業

⑫ 小規模企業広域活性化事業

⑬ 地域密着型創業・経営革新推進事業

(b) 県連合会が実施する経営改善普及事業及び商工会指導事業に係る補助対象事業は、次のとおりとする。

① 商工会指導員及び補助員を設置して行う商工会指導事業並びに経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生及び補助員（以下、県連合会の規定において「補助対象職員」という。）を設置して行う経営改善普及事業のうち職員の配置及び職員の設置に附帯する指導事業

- ② 小規模事業者に対する施策普及事業
  - ③ 商工会指導事業及び経営改善普及事業（以下「商工会指導事業等」という。）の適正かつ効率的な実施を図るための資質向上対策事業
  - ④ 商工会指導事業等の円滑かつ効果的な推進を図るために行う指導施設の建設又は取得
  - ⑤ 商工会情報ネットワーク化等推進事業
  - ⑥ むらおこし事業
  - ⑦ 若手後継者等育成事業
  - ⑧ 経営改善普及事業を効果的に実施するために行う中小企業景況調査事業
  - ⑨ 商工会等広域連携等地域振興対策事業
  - ⑩ 商工会地域広域振興対策推進事業
  - ⑪ 小規模企業広域活性化事業
- c 補助事業者
- 商工会
  - 商工会議所
  - 山口県商工会連合会
- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	2,676,697	314,570	1,803,232	558,894
平成12年度	2,406,412	244,571	1,709,340	452,500
平成13年度	2,357,446	239,988	1,689,300	428,158
平成14年度	2,253,392	199,965	1,628,137	425,289
平成15年度	2,201,366	188,694	1,589,907	422,764

e 補助金額の算出

補助対象経費及び補助率

(a) 商工会等が実施する経営改善普及事業

事業区分又は経費区分	補助率	補助基準額
職員の設置費のうち福利厚生費	1／2	知事が別に定める額
資質向上対策事業費のうち海外研修事業参加費	2／3	
経営指導推進費のうち特定地域指導用車両購入費	1／2	
商工会等指導施設建設費	1／2	
記帳機械化等推進事業費のうち記帳機械化オンライン化推進事業費	1／2	
上記以外の事業	10／10	

(b) 県連合会が実施する経営改善普及事業及び商工会指導事業

事業区分又は経費区分	補助率	補助基準額
職員の設置費のうち福利厚生費	1／2	知事が別に定める額
指導施設建設費	1／2	
商工会ネットワーク化等推進事業のうち記帳機械等オンライン化推進事業費	1／2	
上記以外の事業	10／10	

(イ) 監査の結果

a 経済性・効率性

(a) 記帳専任職員の設置について

「運用」上の記帳専任職員の設置基準には経営指導員の範囲内で記帳継続指導を積極的に行う等とある。

記帳専任職員 1人当たりの指導延回数は平均すると583回である。しかし、各団体ごとの記帳専任職員 1人当たりの指導延回数は、下記に示すとおりかなりバラツキがある。

指導延回数	団体数
最低148回～200回	3
201回～300回	1
301回～400回	5
401回～500回	5

501回～600回	10
601回～700回	9
701回～800回	5
801回～900回	5
901回～1,000回	2
1,001回～最高1,019回	1

「運用」上は、記帳専任職員1人当たりの指導責任数は153回以上と定められており、1団体を除き責任数以上は指導している。しかし、1人当たりの指導延べ回数の商工会等の全平均は583回であり、責任数と著しく乖離している。記帳専任職員の1人当たりの指導延べ回数が全平均からみて極端に少ない団体では、不効率な人員設置がされていると言えるため、「運用」上の責任数の見直しが必要であると考える。

(b) 商工会議所、商工会及び商工会連合会の設置定数の算定基準について

商工会議所、商工会及び商工会連合会（以下、商工会等とする。）への補助金は、各商工会等に設置された補助対象職員数に応じて決定されている。この補助対象職員には、経営指導員、補助員及び記帳専任職員があり、それぞれの設置定数の算定基準が定められている。この設置定数の算定基準については、下記の問題点が検出された。

小規模事業経営支援事業費補助金は小規模事業者の経営の改善発達を支援するため主として小規模事業者数に応じた経営指導員、補助員及び記帳専任職員の配置に応じて決められている。

しかし、小規模事業者数と会員数とがかい離しており、平成15年度の会員組織率は商工会が69.7%、商工会議所が47.3%である。特に商工会議所の会員組織率は平成11年度の55.7%から大幅に低下している。

かかる状況において、非会員も含めた小規模事業者数に基づいて経営指導員等の設置定数が算出されるとそれに基づいて交付される補助金は商工会等の小規模事業経営支援の適正な活動規模に比して過剰といえる。

また、各団体の間において、会員組織率にはバラツキがあるため、非会員も含めた小規模事業者数を中心に補助金を算出すると不公平を生じさせる。

【解決案】

各団体への補助金配分を公平にし、補助率を一定にするため経営指導員の設置基準については、会員数も考慮入れた基準を検討すべきである。

会員数に応じた経営指導員を設置することで活動規模に応じた適正な補助金が算出される。

(c) 会員数を基準とした場合の補助対象職員の算出

① 経営指導員の設置基準を商工業者数（非会員を含む小規模事業者数）ではなく、会員数に置きかえた場合、経営指導員及び補助員の合計人数が減少した団体は下記に示すとおりである。

(単位：人)

商 工 会 議 所	商工業者数を基準にした場合	会員数を基準にした場合	減少人数
下 関 商 工 会 議 所	16	8	8
宇 部 商 工 会 議 所	10	7	3
山 口 商 工 会 議 所	10	7	3
萩 商 工 会 議 所	6	5	1
徳 山 商 工 会 議 所	10	6	4
防 府 商 工 会 議 所	9	6	3
下 松 商 工 会 議 所	6	5	1
岩 国 商 工 会 議 所	9	6	3
長 門 商 工 会 議 所	5	3	2
新 南 陽 商 工 会 議 所	5	3	2
合 計	86	56	30

経営指導員及び補助員は、おおむね会員に対して経営指導等のサービスを提供しており、この場合の試算では現状の設置人数よりも30人少なくなり、利用者の状況から見れば実態を反映しているか疑問である。

現在の設置基準は、国の制定した基準を採用しており、その算出した定数の範囲内で補助対象職員を設置することができる旨定めているので、設置人数の削減は可能である。したがって、補助対象職員の1人当たりの平均設置費（人件費）が約4,896千円であるから最大で30人分に相当する約

146,880千円の補助金の節減が可能と想定される。

県は、補助対象職員ないし、会員外の利用者の状況の調査を行い、補助金の効率性を検討する必要がある。

- (2) 商工会議所については中小企業相談所特別会計、商工会については一般会計についてコスト分析を行ってみた。

まず、商工会議所について、下記の分析資料を示す。なお、表中の相談件数とは、平成15年度の指導件数と金融斡旋件数の合計である。

区分	中小企業相談所会計収入(千円)	補助金額(国庫を含む)(千円)	補助金割合(%)	常勤職員数(人)	会員数(人)	会員1人当たりの相談件数(件)	相談件数(件)	相談1件当たりの補助金額(円)
下関	100,684	84,866	84.2	25	4,389	1.77	7,791	10,893
宇部	89,508	66,299	74.1	23	3,284	1.45	4,768	13,905
山口	137,755	99,266	72.0	24	3,478	1.10	3,845	25,816
萩	61,436	45,662	74.3	16	1,789	1.19	2,144	21,298
徳山	93,818	59,912	63.9	20	2,625	3.00	7,878	7,605
防府	72,791	50,046	68.8	18	2,191	1.26	2,765	18,099
下松	51,539	38,213	74.1	15	1,296	1.44	1,874	20,391
岩国	46,793	37,722	80.6	20	2,278	1.27	2,902	12,998
小野田	51,157	36,924	72.2	17	1,554	1.23	1,919	19,241
光	57,120	37,409	65.5	12	1,141	1.26	1,448	25,834
長門	36,152	26,783	74.1	14	989	0.70	702	38,152
柳井	45,852	33,607	73.3	13	1,252	1.73	2,174	15,458
山陽	22,935	19,589	85.4	10	478	4.16	1,992	9,833
新南陽	61,561	37,850	61.5	13	980	2.66	2,612	14,490
計	929,101	674,152	72.5	240	27,724	1.61	44,814	15,043

(注) 山口商工会議所については、県内のまとめ業務を行っているということから、これに係る国庫補助金分(金額、人数)を除いている。

上記表において、相談件数1件当たりの補助金額を補助事業効率を示す指標と見た場合、商工会議所平均の15,043円を大きく上回る団体は38,152円の長門、25,834円の光、25,816円の山口である。

これら3団体は、平均から見て極めて悪いといえる。仮に各商工会議所の必要十分な補助金額をその相談件数に相談1件当たりの平均補助金額を乗じて算出した額とみなすと、平成15年度の実際の補助金額は、長門は10,560千円、光は21,782千円、山口は57,840千円が妥当な補助金額となる。

平成15年度の実際の補助金額は、長門が26,783千円、光が37,409千円、山口が99,266千円であるから、妥当な補助金を超える額は、長門が16,223千円、光が15,627千円、山口が41,426千円となり、この分だけ補助金が効率的に使用されていないと考えられる。

相談件数1件当たりの補助金額のみが補助金額の妥当性の指標ではないが、その指標から大きく乖離した補助金額には合理的な算定理由はないと考える。

次に、商工会について、下記の分析資料を示す。

商工会	一般会計収入(千円)	補助金額(国庫を含む)(千円)	補助金割合(%)	常勤職員数(人)	会員数(人)	会員1人当たりの補助金額(円)	相談件数(件)	相談1件当たりの補助金額(円)
(補助割合上位)								
須佐町	27,764	17,753	63.9	5	137	129,583	1,158	15,330
日置町	20,678	12,760	61.7	3	82	155,609	921	13,854
阿武町	28,401	17,181	60.4	5	144	119,312	1,211	14,187
(補助割合平均)								
鹿野町	27,193	15,531	57.1	4	153	101,509	937	16,575
(補助割合下位)								
豊田町	49,637	26,665	53.7	6	261	102,164	2,073	12,863
都農	30,679	17,266	56.2	6	193	89,461	1,327	13,011
豊北町	64,766	26,354	40.6	10	391	67,401	2,127	12,390
計(42団体)	1,603,299	893,532	55.7	226	8,796	101,583	67,038	13,328

### (3) 会員1人当たりの補助金額について

会員1人当たりの補助金額をみると、商工会議所が24,316円であるのに対し、商工会は101,583

円であり、大きな差がある。仮に、商工会の会員1人当たりの補助金額を商工会議所と同じとする、24,316円に会員数8,796人を乗じて算出した金額213,883千円が商工会全体の補助金額となり、平成15年度の補助金額893,532千円の約23%になる。

商工会会員1人当たりの補助金額101,583円は、商工会議所との比較で見る限り、極めて高く、将来的には広域連携・合併を進めてその削減していく必要がある。

b 有効性

(a) 商工会等の経営指導員等の資質向上について

補助金のほとんど（約8割）が商工会等の経営指導員等の人事費に使用されること、また、「運用」の中に「計画的な能力向上、人材育成に努めなければならない」とあることから、

小規模事業者経営支援事業の有効性を高めるためには、各商工会等の経営指導員等の本来業務である小規模事業者に対する指導が適切になされる必要があり、経営指導員等の資質向上が重要といえる。しかし、各商工会等の経営指導員等の研修参加人数は1人～2人であり、その重要性が認識されていないように思われる。

(b) 県の「県連」に対する職員研修不足の指摘について

県の14年度の補助事業に対する研修実績報告において、「県連」に対して職員研修不足が指摘されている。指摘内容は、「補助金交付上義務づけられている研修でさえ、実施されていない。」というものであり、県はこれを軽微な事項として改善方法を具体的に指示している。しかし、補助金交付上義務づけられている研修を実施していないというのは、性質上重要な事項と考えられ、「実施方針」に準拠して改善計画書を提出させる必要があると考える。

イ (8002) 商工会・商工会議所広域支援体制整備促進事業（要綱：平成13年5月21日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県は、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）が実施する次に掲げる事業を支援し、もって、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と経営の安定を図るために、各年度の予算の範囲内で、次に掲げる事業についてその経費の全部又は一部を補助する。

b 補助対象事業

- (a) 広域支援体制の整備方策についての調査研究及び可能性調査を行う広域支援体制調査研究事業
- (b) 広域支援体制導入に向けた試行事業を行う広域支援体制整備試行事業
- (c) 合併を目標に広域連携を実施した商工会等が機能強化を図るために行う広域連携機能強化事業
- (d) 合併をした商工会等が機能強化を図るために行う合併機能強化事業

c 補助事業者

商工会及び商工会議所

d 補助金額（平成13年度開始）

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成13年度	9,135	4,514	4,514	105
平成14年度	14,586	2,250	9,250	3,086
平成15年度	7,005	3,000	3,000	1,005

（注）平成15年度の補助事業の内容：14商工会等の広域支援体制調査研究事業に係わる経費

e 補助金額の算出

補助対象経費

事 業 区 分	補 助 対 象 経 費 (具体的には要綱の別紙に定める。)	摘 要
広域支援体制調査研究事業	商工会等が行う広域支援体制調査研究事業に要する経費	平成15年度実施（県2分の1）
広域支援体制整備試行事業	商工会等が行う広域支援体制整備試行事業に要する経費	平成13～15年度実施（県2分の1）
広域連携機能強化事業	商工会等が行う広域連携機能強化事業に要する経費	平成14年度実施（県単）
合併機能強化事業	商工会等が行う合併機能強化事業に要する経費	平成14年度実施（県単）

（注）補助率：補助対象経費の合計額の範囲内で知事が定める額

f 広域支援体制整備促進事業の実施状況

区分	13年度(実績)	14年度(実績)	15年度(実績)	16年度(実績)
	実施商工会等	実施商工会等	実施商工会等	実施商工会等
広域支援体制整備マスター・プラン推進事業 (単県)	県	県	県	県
合併推進普及啓発事業（国庫）				長門地区
広域支援体制調査研究事業（国庫）	阿北地区・玖北 地区	柳井地区・萩地 区・厚狭地区	大島地区・玖西 南地区・防府地 区・長門地区	周南地区
広域支援体制整備施行事業（国庫）	豊浦地区			
広域連携機能強化事業（単県）		豊浦地区		
合併協議支援事業（国庫）				大島地区
広域支援体制機能強化支援事業（国庫）	山口・小郡商工 会議所			
合併機能強化事業（単県）		山口商工会議所		
合併機能強化事業（国庫）				豊浦地区

(注) 空欄は取り組み地域なし

(1) 監査の結果

a 合規性

実績報告書に添付されている補助金支出表は、補助対象事業に関するものだけであり、全体の決算書との整合性がとれているかどうかを確かめることができない。

b 経済性

補助率は、要綱上知事の定める額としているが、実際は県が2分の1負担している。補助金の算出根拠を要綱で明らかにしないと、補助金額の妥当性が判断できない。

c 有効性

(a) 目標とすべき有効性水準について

事業内容から見て、その有効性を何らかの指標で評価し、補助目的として設定した有効性水準の達成に向けてコントロールすべきである。しかし、広域支援体制の整備促進事業として調査研究、試行事業、広域連携機能強化及び合併機能強化が挙げられているが、「要綱」にも「実施方針」にも、目標とすべき有効性水準が具体化されていない。

(b) 広域連携・合併の進捗状況について

ほとんどの商工会において広域連携が実施され、平成16年度には2グループ8団体が合併協議に入り、平成17年度には、うち4商工会合併予定になっている。

一方、商工会議所については、平成14年4月1日に合併した山口・小郡商工会議所以外、合併協議の段階にあるものはない。

市町村合併は一段落していることから、今後の広域支援体制の在り方を検討する必要がある。

ウ (8003) 中小企業団体育成指導事業（要綱：昭和45年6月15日制定）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業の連携・共同化への取組を支援する山口県中小企業団体中央会（以下「県中央会」という。）の人件費及び指導事業に対し助成する。

b 補助対象事業及び対象経費

県中央会が実施する中小企業団体育成指導事業に係る補助対象事業及び対象経費は次のとおり。

- (a) 指導員及び職員（以下「補助対象職員」という。）を設置して中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うために要する経費のうち補助対象職員の設置及び補助対象職員の設置に附帯する指導事業の実施に要する経費
- (b) 中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導等の事業に要する経費
- (c) 県中央会指導員等の資質の向上を図るために要する経費
- (d) 中小企業連携組織対策事業を実施するために必要な物品の取得等に要する経費
- (e) 指導施設の建設又は取得に要する経費
- (f) 地域産業実態調査事業に要する経費
- (g) 組合等が行う中小企業活路開拓調査・実現化事業について補助するために要する経費
- (h) 組合等への情報提供事業に要する経費

- (i) ブロック単位での研究会の開催及び当該研究会への出席並びに中央研究会への出席のために要する経費
  - (j) 海外研修事業に要する経費
  - (k) 外国人研修生共同受入事業に要する経費
  - (l) 外国人研修生技能実習移行指導事業に要する経費
  - (m) 組合指導情報整備事業に要する経費
  - (n) 組合情報化推進研修事業に要する経費
  - (o) 官公需資料の作成及び普及の事業に要する経費
  - (p) 中小企業団体情報連絡員の設置に要する経費
  - (q) 組合等が行う組合情報ネットワーク化事業について県中央会が補助するために要する経費
  - (r) 中央会間情報ネットワーク運営事業に要する経費
  - (s) 中小企業情報創造発信強化支援事業に関する経費及び組合等が行う中小企業情報創造発信強化支援事業の組合データベース構築に要する経費
- c 補助対象事業者  
県中央会  
d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	302,206	84,850	202,535	14,821
平成12年度	216,044	42,132	160,124	13,787
平成13年度	214,621	40,619	157,085	16,917
平成14年度	209,250	34,981	152,407	21,861
平成15年度	199,863	29,716	145,617	24,529

e 補助金額の算出

補助金額は「山口県中小企業団体中央会補助金の運用について」において、交付基準額（経費区分別交付基準算定表）を定めている。(a)及び(b)の事業は県単独補助であり、(c)から(s)は国2分の1、県2分の1の補助となっている。

(イ) 監査の結果

平成15年度事業費の内訳

(単位：千円)

補 助 事 業 の 区 分	補助事業に要する経費	補助金の額（国及び県）	摘 要
指導員及び職員の設置	118,403	109,491	指導員17人 職員3人
組合等の指導事業	10,056	6,408	
指導員等の資質向上を図る事業	2,266	2,266	
備品の取得等	4,904	4,853	
地域産業実態調査事業	2,387	2,387	
中小企業活路開拓調査・実現化事業	23,926	15,315	
組合等への情報提供事業	3,430	3,428	
組合情報化推進研修事業	2,069	2,069	
中小企業団体情報連絡員設置	2,066	2,066	
組合情報ネットワーク化事業	10,707	10,702	
中小企業情報創造発信強化支援事業	17,738	14,619	
その他	1,906	1,723	
計	199,863	175,333	

要綱では間接補助事業については、企業化等状況報告書を提出することとなっており、平成13年度事業及び平成14年度事業について平成15年度での提出状況を調査したところ、平成13年度8件、平成14年度5件中平成14年度事業の1件が未提出であった。

(ウ) 意見

- a 県中央会の事業は、自主財源は限られており事業もそのほとんどが「山口県中小企業団体中央会補助金の運用について」に定められており、自主財源も人件費の補助金不足分に充当されている。補助金の財源は (a) 及び (b) は一般交付税措置されており、実質的に国の政策の上に成り立っているものである。

- b 企業化に努めさせる(第21条)とあるが、空文化している。
- c 補助対象に税理士および中小企業診断士・司法書士の受験対策用の通信教育の補助があるが個人の一身専属権があるものまで補助対象とすることはどうか。むしろ外部と提携したらどうか。例えば税理士用の受験講習があるが税理士資格レベルになるのもひとつの考え方もあるが、このレベルの知識のうち中小企業には不要なものも沢山ある。したがってこの事業に本来必要な知識に特化する講習を選択すべきである。

**エ (8004) 中小企業連携促進・支援事業 (要綱: 平成12年5月29日施行)**

(ア) 制度の概要

a 交付目的

資金・人材・技術等の経営資源の確保を図ろうとする組合等の取組を支援する山口県中小企業団体中央会(以下「県中央会」という。)が行う、民間の専門家等を活用した助言、調査・研究開発等に対する支援、交流会事業等に対し助成する。

b 補助対象事業

(a) 中小企業連携組織支援事業

問題を抱える組合等に対して、専門家等を活用しつつ支援を行う事業に要する経費

(b) 中小企業連携組織調査開発等支援事業

中小企業の経営上重要性の高い問題の解決を図るために、組合等を実施主体として中小企業者が共同して行う事業に対して補助する事業に要する経費

(c) 中小企業連携組織交流促進事業

中小企業者及び組合等の交流を促進するため、交流会、シンポジウム等を開催する事業に要する経費

c 補助対象事業者

県中央会

d 補助金額

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	125,026	42,906	42,906	39,214
平成13年度	111,831	37,760	37,760	36,311
平成14年度	102,107	34,316	34,316	33,475
平成15年度	68,577	23,430	23,430	21,717

(注) 当該補助金は平成12年度から中小企業団体育成指導事業補助金から分離した事業であり、平成16年度は廃止されている。

e 補助金額の算出

補助金交付要綱では、補助事業の(a)については要綱別表の補助対象経費の合計額に3分の2を乗じた額。(b)及び(c)は補助対象経費の合計額とされているが、実施要領で(a)、(b)については事業の実施に要した経費の3分の1相当額を支援を受けた組合等に負担を求めることがされているため、(a)及び(b)が事業費の3分の2の補助となる。補助は国2分の1、県2分の1の補助となっている。

(イ) 監査の結果

【合規性】

要綱では間接補助事業((b)が該当する。)については、企業化等状況報告書を提出することとなっており、平成13年度事業及び平成14年度事業について平成15年度での提出状況を調査したところ、平成13年度20件、平成14年度14件中平成13年度事業で12件、平成14年度事業で6件が未提出であった。

なお、事業内容は事業化の準備段階であることからすれば提出すること自体実質的意味を持たないと考えられる。未提出者の実状が分析不要なものなら要綱が不備であると考えられる。

**オ (8005) 中小企業団体等強化育成事業 (要綱: 昭和51年8月1日施行)**

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県内中小企業団体の育成強化を図るため、中小企業団体等が実施する事業に対して助成。

b 補助対象事業

(a) 中小企業団体等の組織強化事業

(b) 中小企業者に対する経営指導及び経営診断事業

、(c) その他知事が特に必要であると認めた事業

c 補助対象事業者

- (a) 山口県商工会議所連合会
- (b) 山口県商工会連合会
- (c) 山口県中小企業団体中央会
- (d) 山口県商店街振興組合連合会
- (e) 山口県たばこ販売協議会
- (f) 山口県酒造組合連合会
- (g) 社団法人山口県中小企業診断協会

d 補助金額（平成15年度）

相 手 先	金額（千円）
A 会	583
B 会	1,539
C 会	2,916
D 会	203
E 会	243
F 会	81
G 会	365
計	5,930

補助団体、補助金額とも過去5年間同一である。

e 補助金額の算出

予算の範囲内において事業に要する経費の一部または全部

(イ) 監査の結果

【合規性】

2団体について補助事業実施状況報告書の提出が要綱の期日より遅れていた。

(ウ) 意見

a この事業は古い制度であり、制度の概要にも記載したとおり、補助団体、補助金額とともに過去5年間同一であり、また、過去3年間の事業実施報告書によれば、事業内容も3年間変動はない。事業実施報告書の内容は補助金交付要綱の補助事業から明らかにはずれているものは無いものの補助が必要であるか疑問のものもある。これら団体に現在補助が必要であるのか、また、補助が必要とされる団体はこれだけなのか等の見直しが必要である。当初は必要であっても時間の経過とともに意義の薄れたものもあると考えられ、毎年同一団体・同一事業に補助金が支出されていることは、補助金が既得権となっているのではないかとの疑惑がある。

b 少額補助の効果はあるのかの検討も必要である。

c 最初に企業等が負担する額を決めて不足する分を補助すべきである。

カ (8006) 地場産業総合振興事業（要綱：平成6年4月19日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

中小企業者及び組合等が行う事業に要する経費について、必要な経費の一部を補助することにより、地場産業に属する地域中小企業の事業活動の効率化及び新たな事業展開の容易化等が図られ、地場産業の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。

なお、平成16年度以降は国の直接補助事業となる。

b 補助対象事業

(a) 新商品開発能力育成等事業

組合等が、地場産業振興ビジョン等に則して、経済の環境変化、需要構造の変化、技術革新の進展等に対処するために行う、新商品・新技術開発等の事業

(b) 地域人材確保・養成事業

組合等が、地場産業振興ビジョン等に則して、地場産業に係る地域人材定着の促進、人材確保・養成を図ることを目的として行う、講習会の開催、研修等の事業

(c) 地場産品展示・普及支援事業

組合等が、地場産業振興ビジョン等に則して、地場産業の製品等を広く流通業者・消費者に紹介す

る事業及び地域中小企業の商品開発意欲等を増進するために行う、展示会等を開催する事業

(d) 地域グループ活動事業

地域グループが地域ポテンシャルを生かした地場産業創出等の地域活性化に資するために行う、地域グループ活動事業

c 補助事業者等

中小企業者及び組合等

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	60,456	26,855	26,855	6,746
平成13年度	64,230	28,513	28,513	7,204
平成14年度	59,926	26,031	26,031	7,863
平成15年度	51,459	22,606	22,606	6,246

(注) 平成12年度に国補助事業対象区分の変更と共に伴う県事業区分の変更があったため平成11年度については記載を省略している。

平成15年度の補助金支出は下記のとおりである。

(単位：千円)

事 業 名	県補助金額
新商品開発能力育成事業	6,233
地域人材確保・養成事業	4,550
地場産品展示・普及支援事業	11,823
合 計	22,606

補助事業者は、財団法人やまぐち産業振興財団、宇部鉄工業協同組合、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターなど合計11の組合等である。

e 補助金額の算出

経費の10分の10以内であって、かつ、補助事業者が中小企業者である場合は経費の3分の2以内とする。

(イ) 監査の結果

指摘事項なし。

(ウ) 意見

【有効性】

交付要綱は山口県内の中小企業及び組合等が行う事業を対象としているが、例えば財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターが行う事業のなかには、平成2年以降毎年継続して補助金の支出がなされている事業がある。補助金支出の公平性、補助対象者選定の透明性及び補助金の既得権益化などの問題が生じていると考える。

平成15年度事業のうち、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターが実施する地場産品展示・普及支援事業の中の、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターが実施する事業費の内訳は以下のとおりである。

なお、同センターが山口・防府地域2市6町の地場産業の振興を目的としていることから、参加者は、原則として地場産品を活用している地域内の企業・団体等と、他地域の地場産業振興センターである。

地場産品展示・普及等支援事業補助金の内訳

(単位：千円)

経費区分	事 業 費	内 訳
謝 金	200	専門家謝金
旅 費	489	委員、専門家、職員旅費
序 費	12,207	会議費169 印刷製本費66 通信運搬費404 広告宣伝費3,343 コマーシャル、チラシ作成、折込など 賃金1,861 車両交通誘導、夜間警備、駐車場整理など 会場整備費5,842 じばさんフェアの会場設営、アトラクション・ステージ、屋外会場テント設営費
合 計	12,897	

この事業費に関する計画と実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	事業経費	負担区分	
		実施主体負担額	補助金額
計画	13,200	900	12,300
実績	12,897	597	12,300

このうち、秋のじばさんフェアは平成2年から継続して開催されているが、このうち補助対象としている展示補助事業は単に地場産品の展示普及が目的であるため、単独で実施しても効果が薄い。したがって、同時開催される名産品特売市の来場者に地場産品を展示して見てもらうことにより、地場産品の普及を図ることが意図されている。

ここで問題となるのは

- ・ 特売市の来場者に展示場所を見てもらうように誘導すること。
- ・ センターは山口・防府地区の産品を中心に展示していることを前提としていること。

である。

地場の人に地場の産品を見てもらうことの効果、屋外の特売市のにぎわいに比べ、屋内の展示場所は移動のために通過する人が多数であることを考えると、抽象的には効果がないとは言い切れないが、具体的な有効性のもととなる指標を算定することは困難である。

地場の人に地場を宣伝して効果がどの程度あるのか。単にセンターが意義ありというから県も補助していると考えられる。県が補助するには、県としての指標が必要であり、補助金額の算定には、具体的な費用対効果が県民に分かるように明示すべきである。

#### キ (8007) 新地域産業集積発展促進事業（要綱：平成9年7月1日施行）

##### (ア) 制度の概要

###### a 交付目的

「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき、地域中小企業の集積の活性化を図るため、個別中小企業、組合等が行う新商品・新技術開発事業や、地場産業振興センター等が行う販路開拓事業、人材育成事業等に対して助成することを目的とする。

###### b 補助対象事業

###### (a) 地域産業集積活性化計画支援事業費補助事業（次のいずれかに該当する事業）

- ① 新商品・新技術開発事業
- ② 販路開拓事業
- ③ 人材育成事業
- ④ 新事業動向等調査事業
- ⑤ 情報収集・提供事業
- ⑥ 調査研究・指導事業

###### (b) 関連機関支援強化事業（次のいずれかに該当する事業）

- ① 人材育成事業
- ② 販路開拓事業
- ③ 研究開発事業
- ④ 調査研究・成果普及事業
- ⑤ 指導・助言事業
- ⑥ 交流・連携促進事業
- ⑦ 産業財産権指導等事業

###### c 補助事業者等

###### (a) 地域産業集積活性化計画支援事業費補助事業

地域産業集積の活性化に関する臨時措置法第23条に基づく進出計画の承認を受けた中小企業及び組合等又は同法第25条の規定に基づく進出円滑化計画の承認を受けた組合等

###### (b) 関連機関支援強化事業費補助事業

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第21条の規定に基づき同意を得た特定中小企業集積活性化計画に記載された支援事業を実施するもの

###### d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	54,373	21,888	21,888	10,597
平成13年度	47,982	19,001	20,001	8,980
平成14年度	38,964	16,198	16,198	6,566
平成15年度	39,075	15,118	15,118	8,838

(注) 平成12年度に国の補助事業対象区分の変更とこれに伴う県事業区分の変更があったため平成11年度については記載を省略している。

e 補助金額の算出

(a) 地域産業集積活性化計画支援事業費補助事業

3分の2以内

(b) 関連機関支援強化事業費補助事業

10分の10以内

(イ) 監査の結果

補助金交付後5年間補助金の返還義務が発生することがある。したがって利益等が発生しているかの報告が必要であるが要綱に文書指定がなかったため電話確認をしているケースがある。文書回答をすべきである。なお、平成16年度から要綱の改正により改められたとのことである。

また、利益が発生した事例はないとのことである。

(ウ) 意見

【有効性】

a この事業の区分、実施主体、地域名等は下記のとおりである。

(単位：千円)

事 業 区 分	実 施 主 体 名	地 域 名	事 業 名
地域産業集積活性化計画支援事業費補助事業	A 社	周南地域	5,000
	B 社	下関地域	7,000
関連機関支援強化事業費補助事業	C 財團	周南地域	9,000
	D 財團	下関地域	9,237

平成15年度企業化状況報告書（補助年度10から14年度）及び補助金に関わる企業化状況報告対象一覧によれば、以下のとおりである。

事業数 9事業（9事業主体）

補助金確定額合計 117,836千円

うち、企業化に成功したものは1事業で、その補助金確定額は、17,780千円である（事業数で約11%、補助金額で約15%）。

企業化とは、補助対象事業の製品化に成功し、量産化の段階を経て新製品の販売拡大に至ることをいう。実施結果の企業化については、補助金交付要綱でも企業化に努める旨定めているが現実は上記のようである。また、開発した新技术により利益が出た場合は補助金交付後5年間は補助金の返還を受けることとなっているがこれは皆無である。したがって補助金本来の効果が乏しく再検討が必要と考える

b 国の指定様式である回答書には収益を記入する欄はあるが結果の数値のみであり、損益の内訳が分かる資料とはなっていない。

なお、大企業と違い部門別に原価管理までおこなっていない中小企業においてこの事業のみの利益の算定が果たして可能かどうか疑問である。

タ (8008) 下請企業振興事業（要綱：昭和49年9月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

下請け中小企業の下請取引の円滑化を図るために、(財)やまぐち産業振興財團が行う、受注・発注の紹介、苦情・紛争に関する相談指導、調査及び情報の提供等の事業に対して助成することを目的とする。

b 補助対象事業

財團が行う次に掲げる事業

(a) 指導員、指導補助員の設置及び設置に付帯する事業

(b) 支援体制円滑化事業

(c) 支援機関等連携(人材交流強化)促進事業

- (d) 支援担当者能力開発事業
  - (e) 窓口相談事業
  - (f) 取引適正化・苦情紛争処理委員会開催費
  - (g) 受発注情報等収集提供事業
  - (h) 国際取引情報提供事業
  - (i) 商談会等開催事業
  - (j) 取引条件改善講習会等開催事業
  - (k) 下請企業実態調査事業
- c 補助事業者等  
財団法人やまぐち産業振興財団
- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	72,866	11,933	60,760	172
平成13年度	71,048	10,849	60,198	—
平成14年度	69,351	10,143	59,208	—
平成15年度	65,728	8,832	56,888	7

#### 平成15年度の内訳

(単位：千円)

事 業 区 分	内 訳	事 業 名
指導員指導補助員の設置費	人件費	46,315
支援体制整備事業	支援体制円滑事業	6,075
	支援機関等連携促進事業	93
窓口等相談事業	窓口相談事業	840
	受発注情報等収集提供事業	9,150
取引等情報提供事業	商談会等開催事業	2,908
	取引条件改善講習会等開催事業	275
	下請企業実態調査(単県)	70
合 計		65,728

#### e 補助金額の算出

人件費は、県単独

事業費は、国と県が2分の1づつ

#### (イ) 監査の結果

指摘はなし。

#### (ウ) 意見

##### a 経済性

(a) 支援体制円滑化事業については、サーバー(1台)、パソコン(8台)・プリンター(1台)のリース料、保守料などで年間4,399千円の支出である。

なお、下請取引のあっせん業務やオンラインでの業務処理のためのサーバー1台について、月額200千円(平成14年9月19日に契約したもので、初年度の賃貸借期間は平成14年10月1日から平成15年3月31日で、以後契約更新。賃借料126千円、保守料74千円で消費税は除く)となる高額物件が含まれている。これは1年毎の賃貸契約にしている。

したがって、長期のリース契約にすれば安くなるので業者としては高めに賃料を設定している可能性がある。

また、財団の随意契約についての金額基準は1件80万円以下であり、当物件は基本的には入札を行うべきものである。しかしながら随意契約とした理由を財団は以下のように挙げている。

このシステムは(財)やまぐち産業振興財団を始めとする都道府県下請企業振興協会と(財)全国下請企業振興協会が共同運営している。したがって、全国のシステムと同じシステムを導入する必要があることから、全国のシステムを設計・納入している事業者と随意契約を行い、仕様や機能は、標準的なものを採用した。

なお、全国的には平成13年度から平成16年度にかけて順次導入しているが、各都道府県協会毎に導入年度が異なること、また、同じ性能のものであっても短期間に低価格が進むことから、山口県を含

めた各都道府県と全国協会との共同入札も行っていない。したがって、このような場合には、財団にとって強い経済的意図は働かないこととなる。

(b) 窓口相談事業

顧問弁護士等謝金 70千円×12ヶ月=840千円となっているが、実績報告書によると年間相談件数は2回である。月額顧問料とせずに、その都度の支払いを検討すべきである。

b 効率性

平成15年度において商談会等開催事業が3回、以下のように行なわれている。

開 催 場 所	参加企業数(社)		商 談 件 数	商談成立件数	成 立 割 合	商談成立金額
	発注企業	下請企業				
0町	15	45	128	16	12.5	83,725
H市(他県)	29	15	50	1	2.0	750
0町	17	51	139	9	6.5	168,940
計	61	111	317	26	8.2	253,415

会場借上料544千円、折衝旅費1,264千円など、併せて2,908千円の事業費であるが、2回目は商談成立件数が1件のため、結果的に約1,000千円が効果がなかった。商談不成立の原因別では、①単価が折り合わない、が圧倒的に多く以下、②技術的条件が適合しない、③機械設備が適合しない④生産量(単位)が適合しない、その他と続いているが、この傾向は前年度までと変わらない。商談成立割合が余りにも低いと言わざるをえない。分析が必要である。

県外で開催する場合開催する以前に、発注先企業の要望や依頼内容の精度を高めた上で、しかも、下請企業の受注可能性を確認しておくのでなければ、事業自体の成果は今後も望めないと考える。

ヶ (8009) 中小企業診断事業(要綱:平成13年3月1日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人やまぐち産業振興財団が行う経営支援事業に対して補助することにより、中小企業の支援体制を強化する。

b 補助対象事業

財団法人やまぐち産業振興財団経営支援部に県から派遣された職員の人事費を補助

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額(平成12年度開始)

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	27,057	—	26,682	374
平成13年度	27,471	—	27,064	406
平成14年度	25,414	—	24,947	467
平成15年度	26,135	—	25,538	596

(注) 創業者やベンチャー企業、経営革新を図ろうとする中小企業者等の総合窓口として、山口県中小企業支援センターを設置しているが、その経営支援部の費用負担額である。

e 補助金額の算出

やまぐち産業振興財団・経営支援部の給料、職員手当(時間外手当、通勤手当を除く)、福利厚生費(労災保険料等を除く)

4人分の全額(県から派遣の職員は、在任期間が5年までであるので、平成16年度から、プロパーの職員を育てる意味から3人に減員した。)

(4名のうち、2名は中小企業診断士)

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

この事業は経営支援事業の補助(県派遣職員の人事費)であるが事業名としてはわかりにくい。

コ (8010) 中小企業支援センター事業・中小企業診断事業・経営指導育成事業(要綱:平成12年5月11日)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

財団法人やまぐち産業振興財団に設置された山口県中小企業支援センターが行う特定支援事業について、その経費の一部を補助することにより、中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

財団法人やまぐち産業振興財団の山口県中小企業支援センターが行う事業

- ・ 専門家派遣事業
- ・ プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業
- ・ 事業可能性評価委員会開催等事業
- ・ 診断助言担当職員育成事業

c 補助事業者等

財団法人やまぐち産業振興財団

d 補助金額 (平成12年度開始)

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	12,884	6,137	6,210	537
平成13年度	29,063	13,339	13,395	2,328
平成14年度	32,785	15,046	15,046	2,692
平成15年度	38,864	17,437	17,437	3,990

平成15年度事業費の内訳

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 専門家派遣事業                 | 13,873 千円 |
| プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業 | 22,697千円  |
| 事業可能性評価委員会開催等事業         | 2,220     |
| 診断助言担当職員育成事業            | 72        |

e 補助金額の算出

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 専門家派遣事業の専門家謝金・専門家旅費 | 3分の2 |
| その他                 | 全額   |

(イ) 監査の結果

一応の成果分析はなされている。

(ウ) 意見

中小企業支援センターは、平成15年度から重点支援企業を選定し、支援を集中する方針に大きく転換している。そのため、平成15年度から、重点支援企業が急増しているが、A社は20回のISO取得支援を実施したが民事再生を申し立てた。(8012) 中小企業労働力確保対策事業で記載しているように、経営分析資料によれば、「企業の存続が極めて厳しい状況」とされていた。この企業はISO取得支援指導事業を実施した企業のうち派遣回数が最多となっている。支援先の決定、支援の内容・方法に問題があったのではないか。

登録専門家と企業のニーズとのマッチングを検討していく必要がある。

サ (8011) 倒産防止特別相談事業 (要綱：昭和54年)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

倒産のおそれのある中小企業から事前に相談の申し出を受け経営的に見込みのあるものについては関係機関の協力を得て再建の方途を講じ、又は見込みのないものは円滑な整理を図ることにより、中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止を目的とする。

b 補助対象事業

商工会議所及び県商工会連合会が設置する倒産防止特別相談室の事業

c 補助事業者等

商工会議所及び県商工会連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	15,620	6,376	6,376	2,868
平成12年度	13,623	5,540	5,540	2,543
平成13年度	11,678	5,372	5,372	934
平成14年度	11,073	5,072	5,072	929
平成15年度	11,015	5,072	5,072	871

平成15年度の商工会議所別の状況

(単位：千円)

区 分	事 業 費	補 助 金 合 計 A	相 談 件 数 B	商 工 調 停 士 の 人 数 (人)	商 工 調 停 士 謝 金 C	1 件 当 タ リ 謝 金 C / B
下関	1,329	1,243	13	3	247	19
宇部	1,292	1,243	5	3	202	40
山口	1,243	1,243	8	3	327	40
萩	1,265	1,243	4	1	60	15
徳山	1,277	1,243	3	3	154	51
防府	1,289	1,243	7	2	240	34
岩国	1,247	1,243	14	3	210	15
連合会	2,071	1,443	24	3	1,024	42
計	11,015	10,144	78	21	2,465	31

e 補助金額の算出

特別相談事業（商工調停士の謝金等）

講習会・事例研究会出席及び緊急対策事業

に要する経費の補助であるが、実際は国の内示により事業費が決められる。

平成15年度は各商工会議所は 一律1,243千円（7商工会議所）

県商工会連合会は 1,443千円

(イ) 監査の結果

要綱第14条では実績報告書の提出期限は「会計年度終了後10日以内」と定められているが検査が年度内には行われないことになる。

3月中に実績報告書が提出されたところは1件のみである。

(ウ) 意見

a 補助金の額は、国の内示により決定され、7商工会議所は、同額、打切り支給となっている。規模・相談件数に大きな差があるのに一律である。各商工会議所等の相談一件あたりの補助金は414千円から60千円、相談員謝金は、15千円から51千円と格差が大きい。公平性からは検討の余地がある。この制度は平均的な相談時間は想定が可能である。1回いくらという報酬を設定して予算管理を行える事業である。固定費としているものを変動費化することは可能と考える。

なお、この事業の相談内容は大半が資金融資である。商工調停士のメンバーは司法書士・税理士・金融機関OBなどである。会社等の整理相談などとなるとこれらに弁護士などの応援が必要となる。とすれば調停士の人数を絞ることも問題がある。山口県の地理的な条件を考えると広域的に対応するということも難しいところがある。

b 年3回の商工調停士会議（全国、中国四国九州ブロック、山口県）が開催されるための旅費等が計上されているが、果たしてこの会議がすべて役に立っているのかを商工調停士にアンケートしてみる必要がある。商工調停士はほとんどが65歳以上である。60歳以下の者であればこの業務に必要性を感じて出席するかどうか検討が必要である。

シ (8012) 中小企業労働力確保対策事業（要綱：平成14年1月4日施行）平成15年度で終了

(ア) 制度の概要

a 交付目的

「中小企業労働力確保法」に基づき、中小企業等が実施する労働力確保のための職場環境改善等の事業に対し助成する。

b 補助対象事業

組合等又は中小企業者が、中小企業労働力確保法第3条の基本指針に則して作成し、認定された改善

計画に基づいて行う別記「補助対象となる事業の内容」に定める中小企業労働力確保推進事業に必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

- c 補助事業者等  
組合等又は中小企業者
- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他	補助企業等数
平成11年度	18,081	6,023	6,025	6,033	5件
平成12年度	18,129	6,042	6,042	6,045	5
平成13年度	25,800	8,598	8,601	8,601	7
平成14年度	17,276	6,886	6,889	3,501	4
平成15年度	15,000	5,000	5,000	5,000	5

#### 平成15年度の事業費の内訳

区分	業 種	従業員数(人)	事業費(千円)	事業費の内容	実 施 内 容
A社	建設業	23	3,000	謝金	職場環境改善
B社	システム開発	35	3,000	謝金・庁費	人事制度・能力開発
C社	運送業	22	3,000	同上	雇用環境分析・経営環境分析・教育訓練体系の構築・人事制度の検討等
D社	建設業	15	3,000	同上	従業員意識調査・給与制度・講習会
E社	家庭教師派遣	118	3,000	同上	同上
計	5社	213	15,000		

#### e 補助金額の算出

補助金の額は、補助事業者（補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。）が、組合等の場合は中小企業労働力確保推進事業に必要な経費の定額とし、中小企業者の場合は経費の3分の2以内（国庫補助が3分の1、県補助が3分の1）とする。

##### (イ) 監査の結果

- a 交付要綱（第6条）には「補助金交付申請書はその定める日までに提出する。」と規定されているが具体的な定める日がない。
- b 交付要綱（第14条）には「実績報告書の提出があった場合には必要な検査を行い」と規定されているが、証憑の入手だけでなく、関係帳簿（会計帳簿など）の記載まで確認しないと企業等が負担したことの確証とはならない場合がある。
- c 成果報告書までを企業外部のコンサルタントが作成しているが大切なことはコンサルタントの指導を当該企業がどこまで理解し実践できたかを判断することである。一般的にはコンサルタントの意図とコンサルティング（経営指導）を受ける企業との認識の違いのため成果の食い違いを生じる傾向にあることが知られている。したがって成果報告書だけは企業が自分の認識状況を明らかにできるようまとめさせるべきであると考える。
- d 企業規模にかかわらず全社300万円使用している。規模からすれば量的に指導を受けても対応できない分量のものがある。その企業にとって本当に何が必要なのかに特化しないと補助金の効果が生かされないと考えられる。
- e 労働力確保事業の補助といいながら、補助企業のなかに多額の賃金が不払いとなり民事再生を申し立てた企業がある。補助金審査の際に十分な検討がなされたか結果から判断すれば納得できないものがあった。同社の財務分析資料（経営分析も調査研究・指導事業に含まれている。）によれば同社は債務超過であり経営破綻は時間の問題であったと判断されている。このような場合、他の事業（たとえば中小企業診断事業等）の依頼を誘導するような体制を考える必要があった。
- f 補助者から提出されているすべての請求書に請求日が記載されていない。

##### (ウ) 意見

- a この事業は平成15年度で休止となった。利用状況がはかばかしくないとの理由である。しかし、中小企業の労働力確保は深刻な問題である。  
コンサルタントの定型的なコンサルティングではなく個々の中小企業の現状を適切に把握し、状況にマッチした補助を考える必要があると考える。若年層、高齢者層の就職支援とタイアップした補助制度